５　環境経済委員会関係

環　　境　　部
経　済　産　業　部
文　化　観　光　部
水　産　農　林　部
総　合　事　務　所

環　境　保　全

1　長崎市環境基本計画

本市では、長崎市環境基本条例の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成 12 年 3 月に「長崎市環境基本計画」を策定し、平成 23 年 2 月（平成 29 年 2 月改訂）に「長崎市第二次環境基本計画」を、令和 4 年 2 月に「長崎市第三次環境基本計画」を策定した。

(1)　計画の位置付け

ア　長崎市環境基本条例に定める基本理念の実現に向けた計画

イ　長崎市第五次総合計画を環境面から実現する計画

ウ　市民・団体、事業者、市役所の環境の保全及び創造に関する行動の指針

(2)　計画の期間

第三次環境基本計画の計画期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 9 年間で、必要に応じて見直すことで、本市の環境や社会情勢の変化等に柔軟に対応する。

(3)　計画の目標

ア　めざす環境像（21 世紀半ばを展望し設定）

「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」

～豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く～

イ　基本目標・施策と環境分野

・脱炭素社会の実現……**〔地球環境〕**

・資源の有効活用……**〔循環型社会〕**

・豊かな地域環境の保全と活用……**〔地域環境〕**

・環境にやさしいまちづくりの推進…**〔都市環境〕**

・環境意識・行動の定着……**〔環境意識・行動〕**

ウ　個別目標・施策

基本目標・施策ごとに個別目標・施策を設定している。

例）　基本目標・施策（資源の有効活用）―個別目標・施策①（ごみ排出量の削減とリサイクルの推進）
個別目標・施策②（廃棄物適正処理の推進）

(4)　計画の推進体制と進行管理

ア　庁内に市長を委員長とする「長崎市環境基本計画推進会議」を設置

イ　長崎市環境白書（年次報告書）の作成・点検

ウ　長崎市環境審議会による計画の進捗状況の評価、公表

２　長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画

(1)　計画策定の変遷及び目的

本市では、地域特性に応じた温室効果ガスの排出削減等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成 21 年 3 月（令和 4 年 3 月改訂）に「長崎市地球温暖化対策実行計画」を策定した。

令和 5 年 10 月には、施策の相互補完や相乗効果、波及効果などによる更なる取組みの強化、加速化を図るため、長崎市、長与町及び時津町の一市二町共同で「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画【圏域編（区域施策編）】」を策定し、市単独の計画から長崎広域連携中枢都市圏の計画へと移行している。

また、市役所の取り組みとなる【事務事業編】については、令和 5 年 10 月に改訂を行った。

(2)　計画の位置付け

ア　地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地球温暖化対策に関する地方公共団体実行計画

イ　長崎市第三次環境基本計画に基づく地球温暖化対策に関する個別計画

(3)　計画の期間及び目標

温室効果ガス削減目標は、長期目標を令和 32 年度（2050 年度）までに平成 19 年度（2007 年度）比 80%削減し、残りの 20%を二酸化炭素の吸収や利活用により差し引きゼロにすることで、「ゼロカーボンシティ長崎」の実現を目指すこととしている。この目標の達成に向けた中期目標として、計画期間を令和 12 年度（2030 年度）までとし、温室効果ガスを令和 12 年度（2030 年度）までに平成 19 年度（2007 年度）比 43%削減（平成 25 年度（2013 年度）比 55%削減）することとしている。

(4)　温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出を抑制する緩和策

ア　まち歩きを楽しめる脱炭素な都市の形成

イ　環境にやさしいエネルギーの活用と環境関連産業の活性化

ウ　省資源・循環型のまちづくり

エ　日常生活や事業活動の脱炭素化への転換

(5) 気候変動の影響に対する適応策

既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する適応策

(6)　計画の推進体制と進行管理

令和 5 年 10 月の長崎広域連携中枢都市圏の計画への移行に伴い、市域全体の排出削減を推進するために設置していた「長崎市地球温暖化対策実行計画協議会」を新たに一市二町の協議会である「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会」へと移行した。同協議会より意見を聴取しながら、施策の推進及び進捗状況、温室効果ガス（二酸化炭素等）排出状況の把握、評価を行い、年次報告書を作成し、公表する。

3　公害の概況と監視体制

(1)　公害苦情の発生状況

本市における公害関係の苦情は、環境基本法をはじめ関係法令の整備、公害対策の進展とあわせて本市の基幹産業である大型機械製造業等重工業を中心とした関連企業の経済活動の停滞などもあって、バブル崩壊以降、全般的に減少の傾向を示していたが、近年は都市・生活型の公害の増加のため、ほぼ横ばいとなっている。令和 7 年度における発生率についてみると、騒音 46.7%、悪臭 23.0%、大気汚染 15.2%などとなっている。

過去 10 年間の苦情発生件数（年度別・種類別）

種類＼年度		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
典型7公害	騒　音	55 (37.7)	61 (42.1)	65 (42.5)	67 (46.2)	70 (43.8)	68 (45.0)	70 (39.3)	82 (49.1)	85 (50.6)	77 (46.7)
	振　動	3 (2.0)	4 (2.7)	6 (3.9)	5 (3.4)	3 (1.9)	2 (1.3)	4 (2.2)	8 (4.8)	4 (2.4)	3 (1.8)
	水質汚濁	29 (19.9)	28 (19.3)	32 (20.9)	18 (12.4)	25 (15.6)	16 (10.6)	29 (16.3)	18 (10.8)	12 (7.1)	22 (13.3)
	大気汚染	13 (8.9)	9 (6.2)	10 (6.5)	4 (2.8)	9 (5.6)	14 (9.3)	19 (10.7)	13 (7.8)	20 (11.9)	25 (15.2)
	悪　臭	45 (30.8)	41 (28.3)	39 (25.5)	46 (31.7)	53 (33.1)	49 (32.5)	56 (31.5)	45 (26.9)	41 (24.4)	38 (23.0)
	土壌汚染	1 (0.7)	1 (0.7)	1 (0.7)	4 (2.8)	0 (　0)	2 (1.3)	0 (0)	1 (0.6)	4 (2.4)	0 (0)
	地盤沈下	0 (　0)	1 (0.7)	0 (　0)	1 (0.7)	0 (　0)	0 (　0)	0 (0)	0 (0)	2 (1.2)	0 (0)
	計	146 (100)	145 (100)	153 (100)	145 (100)	160 (100)	151 (100)	178 (100)	167 (100)	168 (100)	165 (100)
そ　の　他		5	0	2	1	1	0	0	0	0	0
合　　計		151	145	155	146	161	151	178	167	168	165

※　（　）内はパーセント（典型 7 公害の計に対する割合）

(2)　公害の現況

近年、事業活動に伴う産業公害と併せ、近隣騒音など都市型の公害も発生しており、その発生源は身近で広範囲なものとなっている。

(3)　監視体制

ア　大気汚染常時監視

市内の主要地点に設置している一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局において測定された大気汚染物質、気象などのデータを監視センターへ送信して常時監視体制をとっている。

測定局の種類	測定局名	測定項目									
		二酸化いおう	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向	風速
一般環境 大気測定局	東長崎		●	●	●	●	●			●	●
	小ヶ倉		●	●	●	●	●			●	●
	稲佐小学校	●	●	●	●	●	●			●	●
	村松	●	●	●	●	●	●		●	●	●
自動車排出 ガス測定局	長崎駅前		●		●	●		●	●		
	中央橋		●		●	●			●		

イ　河川等の水質調査

市内の 13 河川の 18 地点及び 4 海域の 21 地点について定期的に実施している。

ウ　交通騒音及び振動の測定

市内幹線道路沿線で騒音 11 地点、振動 11 地点及びその他の地点で必要に応じて測定している。

エ　環境騒音調査

市内 40 地点で毎年 1 回環境騒音の測定を行っている。

4　浄化槽に関する指導及び補助金

(1)　指導

浄化槽は、令和７年度末現在 3,209 基が設置されているが、一部の浄化槽で、清掃の不履行、消毒薬を補填しない等、維持管理の不徹底がみられ、環境汚染の要因となる恐れがある。こうした浄化槽管理者に対し、関係法令に基づき、徹底した指導を行い、水質汚濁の防止と環境の保全を図っている。

ア　文書指導または立入検査

法定検査において不適正と判定された浄化槽について文書指導または立入検査を実施し、不適正事項の是正を指導している。

イ　事前協議

浄化槽の放流先等について、設置届の事前に協議している。

ウ　浄化槽の清掃業者及び保守点検業者に対する指導

清掃業者（9 業者）については 2 年に１度の許可申請に伴い営業所への立入検査を実施、保守点検業者（31 業者）については３年に１度の登録申請に伴い営業所への立入検査を実施している。

(2)　補助金（浄化槽設置整備事業）

浄化槽の計画的な整備を図り、し尿及び雑排水をあわせて処理することにより、公共用水域の水質汚濁の防止及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付している。

ア　国庫補助ならびに県費補助対象事業（長崎市浄化槽設置整備事業補助金）

この事業は、浄化槽の計画的な整備を図るため、下水道事業計画区域以外で、浄化槽を設置しようとする者に対し、下表のとおり人槽区分ごとに限度額を定め、予算の範囲内で補助金を交付する。

人 槽 区 分	限　度　額
5 人槽	332,000 円
6～7 人槽	414,000 円
8～50 人槽	548,000 円

イ　市単独補助対象事業（長崎市浄化槽設置費補助金）

この事業は、浄化槽を設置する者に対し、長崎市浄化槽設置整備事業補助金に加え、下表のとおり人槽区分ごとに限度額を定め、予算の範囲内で市単独の補助金を交付する。また、下水道事業計画区域内においても、当分の間下水道が整備されない者に対し交付する。（平成 13 年４月から実施）

人 槽 区 分	限　度　額
5 人槽	414,000 円
6～7 人槽	641,000 円
8～50 人槽	995,000 円

ごみ処理

本市のごみ処理事業は、昭和 40 年以前は各戸収集を行っていたが、車両の入らない狭隘な道路や階段等の本市の持つ特徴的な地形要因が障害となっていた。そのため、作業の効率化や衛生的な収集処理を目的として、昭和 41 年よりポリ袋によるステーション方式のごみ収集に段階的に切り替え、昭和 46 年 4 月に全市がポリ袋によるステーション方式の週 2 回収集となった。その後、昭和 56 年 9 月から燃やせるごみを週 3 回、燃やせないごみを週 1 回、そして粗大ごみを事前申し込みにより随時に収集する分別収集を実施し、昭和 59 年 7 月より廃乾電池を有害ごみとして、平成 5 年 4 月より空き缶、空きびんを、平成 10 年 4 月からはペットボトルを、資源ごみの分別品目に加えた。また、平成 6 年 7 月からは、ごみ収集、運搬、処理部門の土曜閉庁方式による週休 2 日制の導入により、燃やせるごみの収集回数を週 3 回から週 2 回へと変更している。さらに平成 13 年 10 月からは廃蛍光管と古紙類（新聞、雑誌、段ボール）も分別収集を開始した。

平成 14 年 2 月から、市民の意識高揚を図り、ごみの分別促進によるリサイクル及びごみの減量化の推進等を目的とした、ごみ袋の指定有料化を実施している。

平成 15 年 6 月からは、プラスチック製容器包装の分別収集を市内約 50%の地区で本格実施し、平成 16 年 4 月から全市で実施している。

平成 21 年 4 月からは、金属の一部（鍋、釜、やかん、フライパン）を、資源ごみの分別品目に加えた。

平成 28 年 7 月からは、燃やせないごみの一部（プラスチック製品、ゴム製品、革製品）を、燃やせるごみの分別品目に変更している。

令和 8 年 4 月からは、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収を市内約 60%の地区で開始、同年 10 月からは市内全域で実施することとなっており、更なる資源循環の推進に取り組んでいく。

1　ごみの収集状況（令和７年度実績）

区分		収集量		収集世帯数	
合計		124,855 トン	100 %	204,669 世帯	100 %
市直営	計	29,954	24.0	71,360	34.87
	燃やせるごみ（含粗大ごみ）	24,066	19.3	—	—
	燃やせないごみ（含粗大ごみ、有害ごみ）	1,636	1.3	—	—
	資源ごみ（含古紙類、容器包装プラ類）	4,252	3.4	—	—
委託	計	53,575	42.9	133,309	65.13
	燃やせるごみ（含粗大ごみ）	41,949	33.6	—	—
	燃やせないごみ（含粗大ごみ）	2,890	2.3	—	—
	資源ごみ（含古紙類、容器包装プラ類）	8,735	7.0	—	—
持込み	計	41,327	33.1	—	—
	燃やせるごみ（含粗大ごみ）	39,038	31.3	—	—
	燃やせないごみ（含粗大ごみ）	1,525	1.2	—	—
	資源ごみ（含古紙類）	763	0.6	—	—

※四捨五入の関係で、計と内数が一致しない場合がある。

2　市のごみ収集体制

(1)　作業員数（定数）　(R8. 4. 1)

計	運　転　士	自動車整備士	環境整備士
			収　集
83　人	20　人	1　人	62　人

(2)　収集車両　(R8. 4. 1)

計	ごみ収集		
	塵芥車	小型ダンプ（ライガー）	軽トラック等
53　台	28　台	2　台	23　台

3　委託業者

(R8. 4. 1)

業者数	従業員数	収集車両				委託料
		軽トラック	ﾀﾞﾝﾌﾟ･ﾄﾗｯｸ	塵芥車	計	
19	173 人	20 台	1 台	71 台	92 台	1,201,602,315円

4　ごみの収集作業

(1)　燃やせるごみ

ア　収集回数　週 2 回（平成 6 年 7 月 4 日から実施）

イ　収集方法　ステーション方式による市指定ごみ袋収集

ウ　ステーション数　17,651 ヵ所（可燃 10,557 ヵ所　令和 8 年 7 月 21 日現在）

なお、収集作業は、市直営と委託により行われ、直営地区は市内を東部、中央に区分し、地区ごとに 10 台の車両（パッカー車）を配置し、全市週 2 回曜日収集を計画的に実施している。本市は地形的条件が悪く、車両の通行困難な地区においては、作業員がステーションに集められた各戸のごみを「引出しかご」に移し、車両積込地点まで引き出して車両に積込む方式を採用している。

(2)　燃やせないごみ

収集作業は、ステーション方式（注）により週 1 回曜日収集を計画的に実施している。

(3)　資源ごみ

収集作業は、ステーション方式（注）により平成 5 年 4 月から週 1 回曜日収集を実施している。

(4)　プラスチック製容器包装

収集作業は、ステーション方式（注）により平成 16 年 4 月から週 1 回曜日収集を実施している。

（注）(2) 燃やせないごみ、(3) 資源ごみ、(4) プラスチック製容器包装のステーション数 7,094 ヵ所（令和 8 年 7 月 21 日現在）

(5)　粗大ごみ

机、タンス及び建具等の大型家庭ごみは、各地区の委託業者へ電話申し込みにより戸別収集する。なお、手数料については、ステッカー制による前納制としている。

(6)　事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみ（産業廃棄物を除く）は、排出者において自己処理または処理施設へ搬入させているが、処理施設への自己搬入ができないもので、市による収集が難しい場合は、一般廃棄物処理業の許可を得た業者が収集している。令和 8 年 3 月 31 日現在、業者数は 320 業者で、車両保有台数は 1,287 台である。

(7)　戸別収集（長崎市ふれあい訪問収集事業）

ごみ出しが常時困難な高齢者及び障害者等を対象に、声かけ及び安否確認を行いながら、ごみの戸別収集を実施している。平成 20 年 4 月に開始し、令和 8 年 3 月 31 日現在 2,304 世帯

5　ごみの処理手数料

種　　別	単　　位	手　　数　　料
事業活動に伴って生じたごみ	指定袋 1 袋につき	200 円
搬入ごみ	1 回の搬入につき、10kgまでごとに	80 円
粗大ごみ	1 個につき	市長が別に定める品目、重量等の区分に応じ、 730 円又は 1,460 円
飼犬・飼猫等（死がい）	1 体につき	620 円 野良犬・野良猫などは無料

6　分別収集についてのＰＲ

(1)　チラシ（「長崎市のごみの分け方」、「ごみの分別一覧表＜50 音順＞」、「リサちゃんニュース」）、広報紙掲載

(2)　新聞、雑誌、デジタルサイネージへの広告

(3)　ステーションにおける貼り紙等や清掃指導員による個別指導

(4)　ホームページへの掲載

(5)　長崎市公式ＬＩＮＥアカウントでのごみの分別検索

7　ごみの処分状況（令和７年度実績）

処理区分	焼却処理	破砕処理	埋立処分	資源回収	有害ごみ回収
年　間（ｔ）	107,703	5,872	19,306	13,751	160
１日平均（ｔ）	295.1	16.1	52.9	37.7	0.4

8　ごみ処理施設

(1)　ごみ焼却施設

施設名		西工場	東工場
設置場所		神ノ島町3丁目526-23	戸石町34－2
		240ｔ／24ｈ	300ｔ／24ｈ
処理能力		（120ｔ／24ｈ×2）	（150ｔ／24ｈ×2）
形式		全連続燃焼式ストーカ方式	連続燃焼式三菱マルチン
着工年月		平成25年9月	昭和60年7月 （平成13年6月）
完成年月		平成28年9月	昭和63年3月 （平成15年3月）
設計施工		三菱・ﾌｼﾞﾀ・菱興特定建設工事共同企業体	三菱重工業株式会社
敷地面積		14,500m²	114,310m²
事業費内訳	主体工事費	8,181,429,114円	6,260,800,000円 (2,898,000,000円)
	附帯工事費	―	397,121,000円 (0円)
	道路整備工事費	―	246,008,000円 (0円)
	用地費ほか	358,953,279円	29,397,000円 (11,580,000円)
	計	8,540,382,393円	6,933,326,000円 (2,909,580,000円)
財源内訳	国庫補助金	2,186,729,000円	1,337,293,000円 (430,474,000円)
	起債	5,165,800,000円	4,868,900,000円 (2,366,675,000円)
	一般財源	1,187,853,393円	727,133,000円 (112,431,000円)

（注）東工場（　　）書きは、東工場排ガス高度処理施設整備工事にかかる分。

(2)　粗大ごみ処理設備

施設名		東工場せん断式破砕機	西工場せん断式破砕機
設置場所		戸石町 34－2	神ノ島町 3 丁目 526-23
処理能力		6ｔ/ｈ	3ｔ/ｈ
形式		ウイング付三菱プレスシャ	島産業(株) 油圧往復動式切断
着工年月		昭和 60 年 7 月	平成 25 年 9 月
完成年月		昭和 63 年 3 月	平成 28 年 9 月
設計施工		三菱重工業株式会社	三菱・フジタ・菱興特定建設工事共同企業体
敷地面積		(東工場工場棟内)	(西工場工場棟内)
事業費内訳	主体工事費	227,200,000 円	※　101,042,688 円
	附帯工事費	―	―
	道路整備工事費	―	―
	用地費ほか	―	―
	計	227,200,000 円	101,042,688 円
財源内訳	国庫補助金	56,800,000 円	40,366,068 円
	起債	127,700,000 円	52,680,757 円
	一般財源	42,700,000 円	7,995,863 円

※西工場主体工事費の内数

(3)　容器包装選別施設

施設名		東工場プラスチック製容器包装選別施設	三京リサイクルプラザ (令和 8 年 3 月末閉鎖)
設置場所		戸石町 34－2	三京町 43－4
処理能力		15ｔ／日（5ｈ） (年間予定稼働日数：250 日)	25ｔ／日（5ｈ） (12.5ｔ／日（5ｈ）×2)
形式		圧縮梱包	圧縮梱包
着工年月		平成 14 年 6 月	平成 15 年 7 月
完成年月		平成 15 年 3 月	平成 16 年 3 月
設計施工		プラント設備・設計施工　三井鉱山㈱ 建築工事　氏田建設㈱ 給排水衛生・空調工事　㈲浜設備 建築電気工事　㈱マルデン 地盤改良工事　㈱栄組 建築実施設計　㈱有馬建築設計事務所	プラント建築設計施工　新日本製鐵－西海建設 特定建設工事共同企業体
敷地面積		(東工場敷地内)	(三京クリーンランド埋立処分場敷地内)
事業費内訳	プラント工事費	119,452,725 円	240,708,344 円
	建築工事費 (地盤改良含む)	114,356,865 円	256,245,273 円
	建築設備工事費	31,542,000 円	82,992,673 円
	その他 (事務費等)	9,552,120 円	3,432,000 円
	計	274,903,710 円	583,378,290 円
財源内訳	国庫補助金	―	144,344,000 円
	起債	206,100,000 円	394,200,000 円
	一般財源	68,803,710 円	44,834,290 円

９　ごみ埋立処分地

(1)　東工場埋立処分地

当埋立地は、昭和 57 年 9 月供用開始し、平成 16 年 7 月に埋立を終了した。引き続き、排水処理施設（300m³／日）により、処分地からの浸出水を処理している。

供用開始	昭和 57 年 5 月
敷地面積（m²）	67,289
埋立容量（m³）	790,000

(2)　三京クリーンランド埋立処分地

当埋立地は、昭和 62 年 1 月供用開始し、一般家庭及び事業所等から排出される燃やせないごみ、焼却灰、粗大ごみを埋立処分している。

その他、排水処理施設（処理能力　920m³／日）、雨水調整池施設（常時貯水容量 83,000m³）があり、浸出水の処理をより安全にし、かつ洪水発生の防止、河川維持用水の確保を図っている。

○施設規模　計画面積　1,170,000 m²

埋立面積　289,000 m²

埋立容量　3,775,990 m³

区　分	整備期間	埋立期間※	埋立面積	埋立容量
第 1 期埋立地	昭和 57 年度～昭和 61 年度	昭和 61 年度～平成 5 年度	64,000 m²	646,990 m³
第 2 期埋立地	平成 2 年度～平成 5 年度	平成 5 年度～（令和 59 年度）	151,000	2,740,000
第 3 期埋立地	未　定	（令和 60 年度～令和 79 年度）	74,000	389,000
計			289,000	3,775,990

※埋立期間の( )内は見込み

10　リサイクル事業

平成 5 年度からの缶・びんに、平成 10 年度からペットボトルを、平成 21 年度から金属の一部（鍋・釜・やかん・フライパン）を加えた「資源ごみ」、平成 13 年 10 月からの新聞、雑誌、段ボール等「古紙類」、平成 16 年 4 月から「プラスチック製容器包装」、令和 8 年 4 月からはプラスチック製容器包装にプラスチック製品を加えた「プラスチックごみ」の分別収集を一部地域で開始、同年 10 月からは市内全域で実施することとしており、昭和 53 年 4 月に実施自治会を指定して発足した集団回収と併せて、リサイクル事業の２本柱としている。

(1)　集団回収の促進

ア　資源物回収活動奨励金

資源物回収活動については、従来から自治会等の市民団体によって自主的な運営が行われてきた。この活動は、①資源の再利用　②ごみの減量化　③環境の美化　④地域におけるコミュニティ形成の場　⑤物を大切にする心の涵養を主な柱としているが、自治会等の自主的な活動の火が消えることなく回収活動を継続させていくために、回収団体に対する補助金制度（令和 8 年度より「奨励金」に変更）

を昭和62年1月から開始した。

古紙類について従来1kg当たり上限3円の補助単価であったが、市場の動向にあわせて、平成4年度と平成13年度に1円ずつ引き上げた。(現在の交付：5円－古紙のkg当たり平均売却単価＝kg当たり奨励金の額)

また、古布についても、平成13年度より1kg当たり3円の奨励金を交付している。

令和7年度 資源物集団回収活動実績

届出団体数	541団体
回収量	3,664t（うち古紙 3,617t）
延交付申請団体数	1,863団体
補助金交付額	18,029千円

イ　回収用具の譲与

資源物回収の促進と集団回収の育成を図るため、集団回収団体に対しリヤカーや一輪車などの回収用具の貸与を行い、平成7年度からは保管庫の貸与も開始し、平成20年度からは貸与期間をなくし、全品目譲与することとした。

ウ　資源物回収事業奨励金

回収業者の協力体制を確立し、資源回収を促進するため、回収業者に対する補助金制度を平成5年10月から開始した。これは、事業所からの回収を除き、集団回収団体から回収する古紙類について、平成5年においては、1kg当たり2円であった補助金額を段階的に引き上げ、平成14年度からは1kg当たり5円の補助を行った。しかしながら古紙市場が底を脱したため、平成17年度は補助単価を4円に、平成18年度は3.5円、平成19年度は3円に引き下げ、平成20年度には1円に引き下げている。また、古布の回収についても平成13年度から1kg当たり3円、平成20年度からは1円の補助金を交付している（令和8年度より「奨励金」に変更)。

令和7年度の補助実績は、延べ67業者、3,675千円であった。

(2)　資源ごみのリサイクル

ごみ減量化、再資源化の推進を目的として、平成4年10月から約1万3千世帯を対象とするモデル地区において、従来の燃やせないごみの中から、空き缶、空きびんを資源ごみとして分別する5分別収集を試行し、平成5年度から市内全域で資源ごみ収集を開始した。

また、容器包装リサイクル法に対応するために、平成10年1月から3月まで市内100自治会、約2万4千世帯をモデル地区として、従来の資源ごみにペットボトルを加える分別収集を試行し、平成10年度から市内全域で空き缶、空きびん、ペットボトルの資源ごみ混合分別収集を開始した。

さらに、平成21年4月から、資源ごみに金属の一部（鍋、釜、やかん、フライパン）を追加した。

ア　資源ごみの処理方法

資源ごみは、本市が委託する専門の業者によって選別・圧縮等の処理がなされ、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物については保管された後、指定法人もしくは再商品化事業者に引き渡し、有価で売却できるものについては買受業者に売却される。

イ　一時保管（中継）施設の設置

収集した資源ごみをアの委託業者に引き渡すまでの一時保管（中継）施設を、東工場と三京クリーンランドの敷地内に設置し、選別施設までの効率的な運搬を行っている。

(3)　古紙のリサイクル

直営収集及び一般搬入の資源化可能な古紙類は、平成 8 年度から試行的に、東工場内の古紙専用ストックヤードに搬入し、回収業者組合により資源化図られることとなった。平成 14 年度からは回収業者組合が運営する処理施設に直接搬入（東長崎地区は東工場）し、資源化を行っている。また、平成 30 年 5 月からは、雑がみ（新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外の紙類）の排出方法を簡便化し、古紙の回収量の拡大を図っている。

なお、新東工場整備に伴い、令和 4 年 4 月からは東工場への搬出を廃止し、民間処理施設への直接搬入へ一本化している。

ア　古紙類の処理方法

古紙類は、本市が委託する回収業者組合によって選別、圧縮等の処理がなされ、有価で売却できるものについては買受業者に売却し、一部は容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物として指定法人に引き渡している。

(4)　プラスチックごみのリサイクル

容器包装リサイクル法に対応し、埋立処分場の延命化及び資源の有効利用を推進するため、選別等の処理施設の整備を行い、プラスチックごみの分別収集を全市で実施している。

平成 15 年 6 月から、プラスチック製容器包装の分別収集を市内の約 50%地区で実施、平成 16 年 4 月から全市で実施した。

また、令和 8 年 4 月から、プラスチック資源の有効活用を図るべく、プラスチック資源循環法に基づきプラスチックごみ（プラスチック製容器包装とプラスチック製品）の一括回収を市内約 60%の地区で開始し、同年 10 月から市内全域で実施することとしている。

ア　プラスチック製容器包装の処理方法

令和 7 年度までは、プラスチック製容器包装は、東工場プラスチック製容器包装選別処理施設と三京リサイクルプラザに集められ、本市が委託する専門の業者によって選別・圧縮等の処理を行い、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物として保管し、指定法人もしくは再商品化事業者に引き渡していた。なお、令和 8 年度からは、プラスチック一括回収に伴い、上半期は東工場プラスチック製容器包装選別処理施設と民間処理施設に、下半期からは民間処理施設のみに集め、選別・圧縮等の委託を実施するようにしている。

イ　プラスチック製品の処理方法

プラスチック製品は、プラスチック製容器包装と一括してプラスチックごみとして民間処理施設に集められ、選別・破砕等の処理を行い、再商品化製品利用事業者へ引き渡している。

(5)　資源物拠点回収及びピックアップ回収、協定事業者による回収

資源物拠点回収モデル事業として、小型家電は平成 25 年 7 月から、古布（古着）は平成 26 年 8 月から地域センター等に設置した回収ボックスによる拠点回収を開始し、一定の回収量を見込めたため、

小型家電は平成 29 年 2 月から、古布（古着）は平成 29 年 4 月から拠点回収を本格実施し、資源化を行っている。（令和 8 年度現在、小型家電は 30 箇所、古布は 24 箇所に回収ボックスを設置。）

また、「粗大ごみ」として排出又は「燃やせないごみ」として持ち込まれた小型家電（フロンガス使用製品、マッサージチェアを含む）を、三京クリーンランド埋立処分場において回収する「ピックアップ回収」を行い、平成 29 年 2 月からリサイクルを開始している。

また、令和 3 年 10 月からは、宅配業者を利用した小型家電回収サービスを行っている小型家電リサイクル法の認定事業者との協定により、市民が排出するパソコンをはじめとした小型家電の再資源化促進を図っている。

(6)　事業系ごみ対策事業

事業所から排出される一般廃棄物は、本市一般廃棄物総量の約 3 割を占め、事業系廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理の推進が急務となっている。このため、以下のような対策を講じている。

ア　大規模事業所等に対する減量計画書の提出及び管理責任者の設置の義務付け

平成 6 年 6 月 1 日に施行した「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の規定に基づき、大規模事業所等を対象に、減量計画書の提出（毎年 6 月末まで）や廃棄物管理責任者の設置を義務付けている。

イ　搬入指導

事業系ごみの減量化及び適正処理の推進を図るため、平成 10 年度から東工場及び三京クリーンランドにおいて、展開検査や搬入指導を行い、ごみの搬入量の削減に効果を得ている。

ウ　産業廃棄物の適正処理の推進

平成 13 年 10 月から、事業所から排出される発泡スチロールや一斗缶など、産業廃棄物のごみステーションへの排出規制を徹底し、排出者自らの適正処理の推進を図っている。

エ　事業系一般廃棄物の出し方周知にかかる事業所訪問

事業所が排出する事業系一般廃棄物について、市内の事業所を訪問し、適正処理の推進を図るための周知を行っている。

(7)　リサイクル推進員制度

ごみ減量化や適正処理を図るための施策として、改正法及び条例の規定に基づき、平成 6 年度から廃棄物減量等推進員制度を発足させ、平成 14 年度から市民に親しめる名称とするためリサイクル推進員に名称変更を行った。ごみの分別や減量化に対する住民指導や啓発を主な活動内容としている。

任期は 2 年間で推進員は個人委嘱とし、所属する自治会に対して活動謝礼金を交付している。令和 8 年 3 月末現在、推進員数は 2,536 人である。

(8)　廃棄物減量化推進店舗の指定

百貨店やスーパーなどの大型店舗に対しては、消費者団体等と連携を取りながら、包装紙の簡素化や容器の店頭回収等について協力要請を行っていたが、条例の制定に基づき、新たに廃棄物の発生を抑制し、減量化に協力する店舗を「廃棄物減量化推進店舗」として指定している。

令和 8 年 3 月末現在、 46 店舗を指定しており、広報紙等を通じて市民へＰＲ、協力を呼びかけている。

(9)　ごみ焼却熱の有効利用

東工場及び西工場では、ごみの焼却熱を利用した発電を行っており、その電力は東西工場及び関連施設で消費し、余剰電力については㈱ながさきサステナエナジーに売電している。

(10)　不燃性ごみの有価物回収

三京クリーンランドに搬入された不燃性ごみから鉄分回収して業者に売却している。

令和 7 年度の鉄分回収処理量は 235 t であった。

(11)　リユース事業の拡大

ものを捨てる前に人に譲るなど、もう一度使用するリユースを選択肢として意識してもらうため、粗大ごみの中からまだ使えるものを選別、インターネット掲示板「ジモティー」に出品し、リユース品として希望する市民に無償で引き渡すリユース事業について、令和 6 年 6 月から、新たに整備した旧西工場ストックヤード（リユース倉庫きばち）を活用し、選別、保管、引渡しを効率的に行い、従来の自転車のみからリユースする品数を拡大して実施している。

(12)　指導啓発

ア　廃棄物条例の制定

ごみの排出抑制や資源化及び適正処理をより一層促進するため、法改正によってさらに明確化された市民、事業所、行政のそれぞれの責務等を盛り込んだ条例「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を制定し、平成 6 年 6 月 1 日から施行した。

この条例によって、家庭系ごみ対策のみならず、事業活動に伴って生じる廃棄物の自己処理、廃棄物の発生の抑制、大規模事業所等のごみ減量等に関する計画書の提出、ごみ減量化や適正処理に関する市の施策への協力等、事業者の責務を明確化した。

イ　イベントによる啓発

市民のリサイクル意識の高揚・啓発を図るため、平成 4 年から環境イベント『ばってんリサイクル』、平成 22 年度からは『ながさきエコライフ・フェスタ』を毎年開催し、協力団体による環境啓発ブースの出展やフリーマーケット等を実施した。

また、食品ロスの削減を推進し、ごみの減量化を図るため、平成 28 年 10 月から「ながさきエコライフ・フェスタ」や 6 月の環境月間、10 月の食品ロス削減月間等において、フードドライブ活動を実施し、食品の回収と福祉的活用を推進している。ウ　ごみ減量等に関する啓発

市民のごみの分別排出に対する意識の啓発及び活動を積極的に推進するため、平成 4 年にイメージキャラクター『ハローリサちゃん』を決定し、清掃車両やごみステーション看板、啓発チラシなどに活用している。

その他、新聞やテレビによるＰＲ活動、啓発チラシ「リサちゃんニュース」の作成・全世帯配布、分別啓発ビデオの作成及び貸し出しなどを行っている。また、自治会、学校及び各種団体の要望によりごみの分別や減量についての説明会を開催している。

愛称／ハローリサちゃん

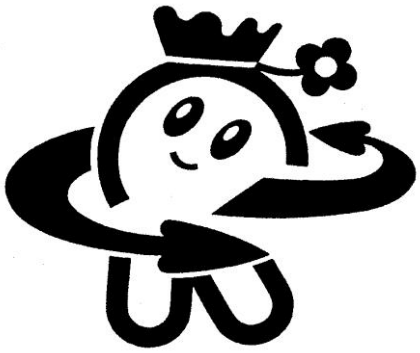

Recycleの「R」上半分でごみ袋と、同時に地球を表し、リサイクルを表す両方の矢印の手でそれらの運動を喚起するアクションをもたせ、地球や資源に寄せる暖かい気持ちの子供の姿を表現しました。

11　使用済み電池の回収

乾電池には水銀が含まれており、このまま一般ごみとして処理していけば将来重大な環境汚染を招来しかねないということで、昭和58年暮れから、使用済み乾電池の処理が全国的な社会問題となった。

本市としては、昭和59年2月27日「廃乾電池対策協議会」を設置し、全庁的な取り組みの中で協議を重ねてきた。その結果、一般家庭から排出される乾電池のうち、電器店等で回収しない筒型乾電池を、従来の「燃やせないごみ」とは別に「有害ごみ」として、次により回収することを決め、同年7月から全市一斉に分別回収を開始した。また、水銀が含まれているボタン電池について、これまでの電器店等による回収に加え、平成29年4月から乾電池と同様の方法にて回収を開始している。

現在、国内で生産される乾電池については水銀は含まれていないが、国外産の乾電池等、一部水銀を含むものもあり、また、乾電池を構成する金属や亜鉛等のリサイクル推進の目的からも分別回収し、リサイクル処理を行っている。

(1)　排出場所……燃やせないごみステーションまたはその付近に使用済み電池回収缶（ペール缶改造品、約5,500箇所）を設置、いつでも出せるようにしている。

(2)　回収・運搬……燃やせないごみの収集時に同時に収集する。（週1回）

(3)　回収後の処理……広域回収処理計画に基づき、処理地である北海道の野村興産㈱イトムカ鉱業所へ搬送し処理した。（令和7年度実績 135.9ｔ）

12　廃蛍光管回収

これまで埋立処分していた廃蛍光管について、平成13年10月から分別収集し、業者委託により含有水銀、その他構成物質の再生利用を行っている。

(1)　排出場所……燃やせないごみステーションまたはその付近に廃蛍光管回収箱を設置。燃やせないごみ等の収集日に出す。回収箱が設置されていない箇所については、使用済み乾電池の回収箇所付近に、紙箱等に入れて排出する。

(2)　回収・運搬……燃やせないごみ等の収集時に同時に収集する。（週1回）

(3)　回収後の処理……北九州市の㈱ジェイ・リライツへ搬送し処理した。（令和7年度実績 24.5ｔ）

13　水銀体温計等の回収

水銀製品の量の把握や、効果的な回収方法の調査をするため、環境省のモデル事業として、平成 28 年 12 月に、一般社団法人長崎市薬剤師会会員薬局等において、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計等の試験回収を行った。その結果、まだ家庭に眠っているものも数多くあるものと想定されたことから、平成 29 年 4 月から拠点回収を開始し、業者委託により含有水銀、その他構成物質の再生利用を行っている。

し　尿　処　理

し尿収集業務は、一般財団法人クリーンながさき及びその他民間の許可業者（9 業者）によって行われており、月 1 回の定期くみ取りを原則とし、全市的に計画収集を実施している。

収集地域としては、市内の大部分を株式会社長崎衛生公社（現一般財団法人クリーンながさき）が受け持ち、一部周辺地域並びに公衆便所及び公共施設の一部を直営の受け持ちとしていたが、平成元年 10 月からは、これまで市直営で行っていた収集業務をすべて株式会社長崎衛生公社に委託することとなった。また、平成 17 年 1 月及び平成 18 年 1 月の市町村合併により、7 町が加わり、その区域は許可業者である 8 業者によりし尿収集が行われている。

また、本市におけるくみ取り作業は、地形的な障害が大きく、車両の通行不能な地区がきわめて多く、その方式も「桶くみ方式」から「長ホース方式」へ、さらに昭和 43 年からは河川、側溝を利用して硬質塩化ビニールパイプを布設し、この固定されたパイプを通じてくみ取りを行う「固定パイプによるくみ取り方式」も採用しており、悪臭公害が少なく、かつ、能率的方法によるくみ取りを実施している。

1　し尿処理対象人口、世帯数

(R8.3.31)

区分		人口		世帯数	
		実数	構成比	実数	構成比
全市		人 383,154	100%	世帯 204,669	100%
くみ取り	計	13,009	3.4	5,359	2.6
	委託	1,010	0.3	416	0.2
	一般財団法人 クリーンながさき （許可分）	6,964	1.8	2,869	1.4
	その他の許可業者	5,035	1.3	2,074	1.0
くみ取り以外	計	370,145	96.6	199,310	97.4
	下水道	356,200	93.0	189,707	92.7
	その他	13,945	3.6	9,603	4.7

2　し尿収集処理状況

（令和７年度実績・単位kl）

区分	処理量（陸上処理）	
	年間	1日平均
合計	21,586 (9,818)	59.1
琴海クリーンセンター	16,598 (6,652)	45.5
長崎半島クリーンセンター	4,989 (3,166)	13.7

（　）書きは、浄化槽汚泥の内書である。　※四捨五入の関係で、計と内数が一致しない場合がある。

3　し尿収集処理（許可業者）の人員、車両

(R8.4.1)

区　　分	人　　員			車　　両
	計	事　　務	現　　業	バキューム車
計	71 人	12 人	59 人	46 台
クリーンながさき	27	3	24	17
その他許可業者	44	9	35	30

4　し尿処理手数料

一般家庭	世帯員 1 人につき 1 月	1,173 円
	無臭便槽加算金 1 基 1 月につき	838 円
一般家庭以外及び一般家庭の簡易水洗便所	くみ取り量 18 リットルまでごとに	419 円

5　し尿処理施設

し尿処理は、平成28年3月までは、茂里町クリーンセンター及び高島クリーンセンターにて処理を行っていたが、し尿量等の減少に伴い安定的な処理が困難となったことから、茂里町クリーンセンターを閉鎖し、休止中であった琴海クリーンセンター及び平成 19 年度に閉鎖した長崎半島クリーンセンターをそれぞれ再稼働した。さらに、人口減少等によるし尿等の減少と費用対効果を考慮の上、令和３年３月末をもって高島クリーンセンターを廃止し、令和８年３月末には長崎半島クリーンセンターを再閉鎖した。現在は琴海クリーンセンターのみで、し尿等を処理している。

○クリーンセンター

施設名		琴海クリーンセンター (平成25年3月末休止 平成28年3月再開)	長崎半島クリーンセンター (平成20年3月末閉鎖 平成28年3月再開　令和8年3月末閉鎖)
設置場所		琴海戸根町 832	脇岬町 704-4
処理能力		60ｋｌ/日	40ｋｌ/日
形式		高負荷脱窒素処理 ＋高度処理	膜分離高負荷生物脱窒素 処理方式＋高度処理
脱臭設備		アルカリ＋活性炭吸着酸、 アルカリ＋次亜洗浄	アルカリ･酸･次亜洗浄＋活性炭吸着
汚泥処理		脱水	脱水
着工年月		昭和 63 年 6 月	平成 9 年 7 月
完成年月		平成 2 年 3 月	平成 11 年 3 月
設計施工		株式会社クボタ	栗田工業株式会社
敷地面積		8,200 ㎡	6,546 ㎡
事業費内訳	主体工事費	1,018,227,000 円	2,457,000,000 円
	附帯工事費	―円	―円
	道路整備工事費	―円	―円
	用地費ほか	―円	30,981,046 円
	計	1,018,227,000 円	2,487,981,046 円
財源内訳	国庫補助金	320,000,000 円	246,386,000 円
	起債	547,600,000 円	1,942,800,000 円
	一般財源	150,627,000 円	298,795,046 円

一般財団法人クリーンながさき

本市のし尿処理については、昭和38年以前25業者が存在し、それぞれ定められた地区を担当し、し尿の収集を行っていたが、くみ取り業務がとかく円滑を欠き、市民より料金等に対する苦情が絶えず、また諸物価の高騰、車両器材の近代化に伴い経営が次第に困難になってきたことから、業者より料金値上げの要求が出されるなど、諸問題をかかえていた。

この抜本的対策として、1社に統廃合し、経営体制の近代化、合理化を図り、事業の円滑な運営を確保するため昭和39年3月（資本金1,500万円資本金における市の出資額は3分の1）をもって株式会社長崎衛生公社を発足させた。（平成22年12月に、長崎市が全株式を取得）

しかしながら、下水道の普及に伴うし尿収集世帯の減少及び散在化が進み、採算性を確保することができず、営利企業としての存続は困難なことから、平成24年3月末で株式会社を解散し、平成24年4月からは、安定的な経営体制を樹立するため、人員体制や人件費を含む経費の見直しなどの経営安定化策を行ったうえで長崎市が全額（300万円）を出捐して設立した新たな財団法人「一般財団法人クリーンながさき」として事業を開始した。

1　機構・人員配置

(1)　機　　構　　（令和8年4月1日現在）

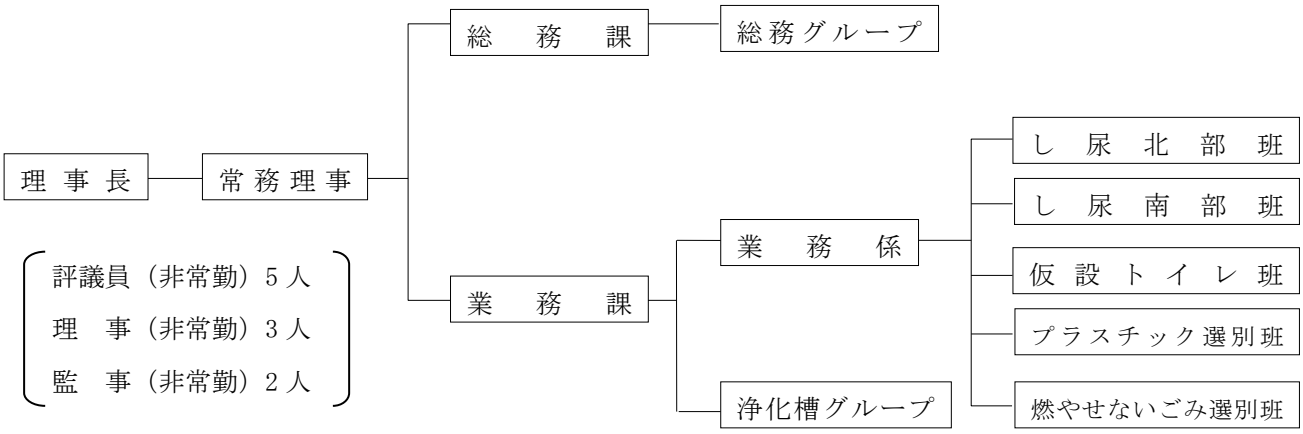

(2)　人員配置状況（正規職員）　　（令和8年4月1日現在）

課係名 ＼ 職種等			管理部門 常勤理事 理事長	常務理事	課長	係長・グループ長・専門官	事務員	計	業務部門	合計
常勤理事			1	1				2		2
総務課	総務グループ				1			1		1
業務課	業務係	し尿北部班 し尿南部班			1		1	2	7	9
		仮設トイレ班								0
		プラ選別班								0
	燃やせないごみ選別班								1	1
	浄化槽グループ								2	2
合計			1	1	2		1	5	10	15

(3)　車　　両　　（令和8年4月1日現在）

区分＼車両		バキューム車			その他					合計
		2T	4T	8T	軽4	ダンプ	ユニック	軽トラック	貨物	
収集運搬		8		4						12
浄化槽	浄化槽清掃班（含水張用車両）	2	2	1			1			6
	浄化槽管理班				5					5
仮設トイレ、プラ		1				3		2	1	7
予備車等		3	1	1	3					8
合計		14	3	6	8	3	1	2	1	38

2　収集作業

通常地区（収集ホースの使用が3本以下の場合。主に低部地域。）、困難地区を混在させながら班を4班で編成し、基本的に1班6名体制で収集を行っている。車両は2Ｔ車を各班2台、8Ｔ車を周辺地区用として各班1台ずつ配車し、合計で、2Ｔ車8台、8Ｔ車4台で業務に当たっている。

3　収集回数

月1回の定期くみ取りを原則とし、全市的に計画収集を実施している。

4　決算状況

（単位：千円）

年度＼内容	収入(A)	支出(B)	(A)－(B) 差引増△減
H28	634,711	588,466	46,245
H29	626,103	618,082	8,021
H30	588,525	536,820	51,705
R元	587,222	552,332	34,890
R2	542,602	508,383	34,219
R3	506,362	484,349	22,013
R4	497,412	476,041	21,371
R5	478,099	472,360	5,739
R6※	425,490	613,793	△188,303
R7	437,470	418,346	19,124

※R6 支出には、営業権等の減損処理に伴う特別損失 200,638 千円を含む

商　　工　　業

本市の産業構造を産業別の従業者数を令和６年経済センサス（基礎調査）で見ると、第３次産業が85.7％を占め、第２次産業は13.8％であり、第１次産業は0.5％となっている。

ものづくり分野において、造船は、増加しており、機械・重機・電機については弱めの動きとなっている。

商業においては、令和８年７月の日本銀行長崎支店「金融経済概況」によると、個人消費は一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、企業の人手不足感の強まりと賃金・価格設定行動、金利上昇に伴う企業・家計の動向のほか、中東情勢の展開が金融為替市場や当地の経済・物価に及ぼす影響を注視していく必要があるとされるなど、市場を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。

貿易においては、令和８年上半期の長崎港全体の貿易額に係る輸出では、船舶類、一般機械などが増加したことにより、４期ぶりの増加となっており、輸入については、鉱物性燃料などが減少したことにより７期連続の減少となった。

地場の中小企業に対しては、経営基盤の強化を図るため、人材確保などの経営力強化の支援を行うとともに、産業人材育成や生産性向上、研究開発、販路開拓・拡大等の競争力強化の支援を行っている。

また、「創業サポート長崎」や「ながさき出島インキュベータＤ－ＦＬＡＧ」を核とした新規創業支援のほか、企業立地奨励条例に基づき、事業所の新増設等に対する奨励金の交付を行っている。

さらに、地場企業と誘致企業や都市部の企業などを引き合わせ、様々なアイデアやノウハウを取り込むことで、新規事業創出を図る「オープンイノベーションの推進」、また、起業を促し、新たなビジネスモデルを活用することで新規事業創出を図る「スタートアップ支援」を行っている。

商業振興としては、商店街等の組織力強化のための商店街の現状分析や課題解決に向けた再生プランの作成や商店街が行うイベント・施設整備に対する支援を通じて、商店街の魅力向上や体制強化を図るとともに、事業者に対して、首都圏など規模の大きな市場の販路開拓及び消費者視点を重視した高付加価値商品の開発等の支援を行っている。

貿易振興としては、グローバル経済が進展するなかで、国際物流の強化は必要不可欠であり、港湾施設の概要や各種助成制度の周知及び広報等を通じて、荷主企業の更なる掘り起こしや貨物量の増大を図るとともに、長崎港の更なる利用促進を図ることとしている。

中小企業振興としては、市内事業者の売上拡大及び収益増に向けた、新たな取組の支援や市内事業者の脱炭素化に向けた取り組みや、工場の職場環境の改善、成長が期待されるGX分野への参入に向けた取り組みを支援することとしている。

中小企業金融対策としては、中小企業の経営基盤の安定と強化を図るための融資制度を設けるとともに、中小企業の置かれた金融状況、経済状況に対応した融資制度の見直しを行うなどして、資金調達の円滑化に取り組んでいる。また、認定を受けることで融資に係る信用保証料が軽減されるセーフティネット保証の認定事務を実施し、事業者の資金繰り支援を行っている。

雇用においては、長崎公共職業安定所管内の年間有効求人倍率は、令和６年度と比較し新規求人数の減少により、令和７年度のハローワーク長崎管内（時津、長与町含む）において、1.04倍となっている。

1　事業所の概要

産業分類別	事業所		従業者	
	数（所）	構成比（%）	数（人）	構成比（%）
総数	13,252	100.0	167,239	100.0
第一次産業	64	0.5	912	0.5
第二次産業	1,766	13.3	23,021	13.8
第三次産業	11,422	86.2	143,306	85.7

※　出典　令和６年経済センサス - 基礎調査（総務省統計局）

※　ただし、日本標準産業分類(大分類)「公務」の数値を除く。

2　商店の概況

区分		商店数（店）	従業員数（人）	年間商品販売額（百万円）
総数		3,871	30,215	1,015,958
	卸売業	890	8,225	668,998
	小売業	2,981	21,990	346,959

※　出典　令和３年経済センサス - 活動調査（総務省統計局）

3　製造業の概要

区分	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
実数	334 事業所	10,373 人	4,813 億円

※　従業者数４人以上の製造業事業所。

※　出典　2025 年経済構造実態調査　製造業事業所調査（経済産業省大臣官房調査統計グループ）

4　企業の倒産状況

長崎市内企業の倒産件数・負債総額（負債総額１千万円以上）

年度	R5	R6	R7	対前年度比
件数	13	15	23	53.3%増
負債総額（百万円）	1,346	919	2,739	198.0%増

※　出典　東京経済株式会社

5　雇用情勢

長崎公共職業安定所管内における令和７年度主要指標は、有効求職者数 104,617 人（対前年度比 1.0%減)、有効求人数 108,368 人（対前年度比 6.8%減）となっており、有効求人倍率は 1.04 倍（対前年度比

0.06ポイント減）であった。

雇用の動き

項目 年度	有効求職者数		有効求人数		有効求人倍率	
	含パート	除パート	含パート	除パート	含パート	除パート
R4	110,869	67,607	115,521	72,040	1.04	1.07
R5	107,677	65,360	120,084	75,870	1.12	1.16
R6	105,628	62,145	116,268	75,240	1.10	1.21
R7	104,617	59,834	108,368	70,743	1.04	1.18

（資料：長崎公共職業安定所）

６　製造業振興対策

(1)　ものづくり支援事業

○　事業目的及び概要

我が国の製造業発展の背景には中小ものづくり企業の存在があり、厳しい経営環境の中にありながらも高いレベルでの基盤的技術の蓄積がある。本市においては、造船・重機・電機を中心とした産業集積があるが、大手企業の関連企業として半製品の製造にとどまっているのが現状である。また、従業員の高齢化や若者の市外流出が進んでおり、将来的には技術や技能の伝承が難しくなることが危惧されている。

このようなことから、市内中小企業の経営の効率化、生産性の強化、技術・技能の伝承に向けた人材育成の取組を支援することで、本市の製造業を中心とした中小企業の振興を図るものである。

○　事業内容

ア　長崎地域造船造機技術研修事業補助

長崎地域造船造機技術研修センターが実施する造船関連中小企業の従業員の基本技術研修を支援する。

イ　長崎工業会補助

長崎工業会が実施する中小企業の生産現場の「カイゼン」推進及びその中核となる人材育成事業、管理・営業担当者向け講習会等を支援する。

ウ　優れモノ認証事業

中小企業が開発した新規性、独自性、市場性及び有用性が認められる製品・技術を市長が「優れモノ」として認証し、市内外への情報発信やＰＲ、認証事業者が実施する販路開拓の取組に要する経費等を支援する。また、認証された製品のうち、長崎市役所で使途が見込まれる新商品については、「トライアルオーダー認定品」として市が優先購入することで、販路開拓・拡大を支援する。

エ　若年者等技能向上奨励

各種技能大会に参加する個人又は団体及び障害者職業能力開発校に入校する者に対して、若年

者等技能向上奨励金を交付する。

(2)　企業立地奨励制度

地場企業の雇用の拡大、増設・移設を伴う設備投資等による事業拡張及び経営基盤の強化を促進し、さらに雇用の受け皿の確保に即効性の高い域外からの優良企業誘致を促進するための奨励制度として、企業立地奨励条例を制定し、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図る。

○長崎市企業立地奨励条例（昭和 63 年制定・令和 3 年改正）

立地形態、法人の規模等の指定要件にもよるが、対象業種及び奨励制度は次のとおり

ア　対象業種

①造船・自動車等の輸送用機械関連産業、②産業用機械、新エネルギー・環境関連産業、③情報通信関連産業、④食品関連産業、⑤医工連携関連産業、⑥陸上養殖業、⑦農業、⑧その他の対象業種（製造業、道路貨物運送業・倉庫業・こん包業）

イ　奨励制度

（ア）施設等整備奨励金

投下固定資産総額（操業前）の売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額に補助率を乗じた額を 5 年間で分割交付（①～⑦の業種は 15%、⑧の業種は 10%）。

（イ）建物等賃借奨励金　算定基礎額の上限…月額 10,000 円/坪

建物等賃借費用に補助率を乗じた額を 3 年間交付（①～⑦の業種は 50%、⑧の業種は 25%）

（ウ）雇用奨励金　※最大 3 年間交付

正社員　50 万円/人（障害者加算 50 万円）

非正規　30 万円/人（障害者加算 30 万円）

短時間　15 万円/人（障害者加算 20 万円）

○奨励金交付実績　(R8.3.31)

単位　企業数：社・奨励金：千円

種類	R5	R6	R7
奨励企業数	17	12	11
建物等賃借奨励金	72,386	19,101	52,945
雇用奨励金	33,000	60,600	66,600
施設等整備奨励金	108,213	189,333	147,253
特別通信費奨励金	111	0	0
総計	213,710	269,034	266,798

○長崎市内における工業団地等の概要　(R8.7.1)

工業団地等名	長崎テクノヒル茂木	田中町企業立地用地	神ノ島工業団地	小江工業団地	三重地区	
内　　容	分譲： 平成25年12月	分譲： 令和4年8月	分譲： 昭和56年9月	分譲： 昭和57年4月	三重地区 分譲：昭和49年	沖平地区 分譲：平成5年
目　　的	企業立地用地	企業立地用地	一般工業団地	一般工業団地	魚市の移転に伴う関連企業の誘致	漁村再開発施設用地
所　在　地	長崎市北浦町	長崎市田中町	長崎市小瀬戸町及び神ノ島町	長崎市小江町	長崎市畝刈町、京泊及び三京町	長崎市多以良町
用地面積	2.4ha	2.6ha	45.6ha	21.7ha	37.5ha	11.5ha
分譲済企業数	1社	2社	50社・2組合 長崎市(下水処理場)	25社・3組合 その他個人所有等	37社	14社・1組合 長崎県ほか
分譲面積	2.4ha	2.6ha	45.5ha	21.7ha	37.5ha (工業用地部分のみ)	11.5ha
分　譲　率 (残面積)	100%	100%	99.7% (0.07ha)	100%	100%	100%
都市計画上の用途地域	市街化調整区域 (開発協議済み)	市街化調整区域 (地区計画設定済み)	工業専用地域	準工業地域	工業地域	工業地域

※契約締結前のものを除く

※為石浄水場跡地について、企業立地用地として整備し令和12年度に分譲を開始する予定である。

資料：長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所（長崎テクノヒル茂木及び田中町企業立地用地を除く）

(3)　産学連携・創業支援事業

○　事業目的

産学連携を推進し、大学等の持つ研究成果を活用した創業・新事業展開を支援することにより、本市の新たな産業の核となる企業を連鎖的に創出し、経済の活性化を図る。

○　事業概要

ア　「創業サポート長崎」による創業者支援

長崎市内における創業希望者に対し、本市新産業推進課が総合案内となり、12 の支援機関においてそれぞれの専門知識を活かしきめ細かい支援を行う。

支援機関：①長崎市新産業推進課、②長崎商工会議所、③長崎県（長崎県ビジネス支援プラザ)、④長崎県中小企業診断士協会、⑤日本政策金融公庫長崎支店、⑥十八親和銀行、⑦長崎銀行、⑧東長崎商工会、⑨長崎市北部商工会、⑩長崎南商工会、⑪長崎県よろず支援拠点、⑫商工組合中央金庫

（ア）創業者成長支援補助金

「創業サポート長崎」による支援を受け、さらに事業計画を作成した創業者に対して、販路開拓や経営改善の取り組みに要する経費の一部を支援する。

イ　ながさき出島インキュベータ（通称：D-ＦＬＡＧ）の入居者支援

ながさき出島インキュベータは、大学が持つシーズや研究成果と地域の企業が持つ技術力を活用して新事業の創出・育成を図ることを目的とした施設で、入居者に対する支援を県・市共同で行う。

（ア）賃料補助

ながさき出島インキュベータの入居者のうち要件を満たす者について、賃料の一部を補助する。

（イ）支援人材の配置等

入居者に対する起業支援活動が円滑に行われるよう、ながさき出島インキュベータにインキュベーション・マネージャー等を配置し支援業務を実施する。

(4)　新産業・起業チャレンジ促進事業

○　事業目的

既存企業の力や新たなビジネスモデルを活用した新規事業創出に向けたチャレンジに対して支援を行い、新たな産業の種を育てる取組を推進する。

○　事業概要

ア　新規事業創出への支援

（ア）イノベーション創出支援実証事業等推進費補助金

経済再生に向けて既存産業に革新をもたらす新分野・新事業への進出や新製品開発などに取り組む事業者を支援する。

（イ）サテライトオフィス等トライアル事業費補助金

地場企業と県外企業のコミュニティ創出に資する取組や県外企業のサテライトオフィス進出を促すため、市内サテライトオフィス等における試行的なリモートワークの実施に対する助成等を行う。

（ウ）チャレンジ機運醸成事業

起業や新規事業に対して一歩踏み出せない社会人や学生に対し、ノウハウや知識の提供により、チャレンジすることへのハードルを下げ、新たな参加者の流入を促進する等、新たに挑戦するプレイヤーが連鎖的に生まれる土壌づくりを行う。

（エ）共創マッチング促進事業

長崎スタジアムシティにおいて、市内企業や大学生等の多様な主体が地域課題や企業課題を共有、把握する機運を醸成し、新規事業創出へと繋げる取組を生み出していくため、コミュニティマネージャーの設置により、課題と資源の中からビジネスの種を得るためのマッチングを支援する。

（オ）共創プラットフォーム運営事業

共創マッチング促進事業でマッチングした関係者等が、新たなビジネス化を目指した課題解決策の社会実装に向けた取組を、長崎大学と連携して推進する。

（カ）外部人材を活用したハンズオン支援

総務省の事業である「地域活性化起業人」の制度を活用し民間企業から人材を受け入れ、新規事業創出をはじめとした地場企業の総合的な経営改善に向けた伴走支援や、外部人材との交流・協働による職員へのスキル移転やノウハウ獲得といった内部の人材育成につなげる。

イ　スタートアップ支援

（ア）スタートアップコミュニティ創出・醸成支援

実践的な起業家育成プログラムを開催するほか、支援機関との連携強化に取り組むことにより、新たなビジネスにチャレンジする起業希望者への支援を行う。

7　商業振興対策

(1)　長崎市商店街等再生プロジェクト支援事業費補助

○事業目的及び概要

本市における商店街が地域の関係者及び外部人材と連携しながら、地域課題の解決又は商店街の魅力及び特長を活かした取組みを行うことで、商店街の価値を高めるとともに、商店街再生プランに基づく取組みを推進し、地域コミュニティの中核となる商店街としての再生を図るため、商店街等が実施する事業に対して、事業費の一部を助成する。

事業名	補助率	補助限度額
こども場所づくり支援事業（空き店舗のリノベーション等）	補助対象経費の３分の２	8,000 千円
こども場所づくり支援事業（イベントの開催）		1,200 千円
地域課題解決事業		1,200 千円
商店街共同施設等整備事業		8,000 千円
新たなにぎわい創出事業		800 千円

(2) 長崎市産品振興による地域活性化事業

○事業の目的及び概要

豊富な魚種を誇る魚や、農水産物及びその加工品など長崎市内には魅力的な産品が多くあるが、国内の人口減少が進み、域内の顧客の減少とそれに伴う売り上げの減少に加え原材料価格の高騰、人手不足など様々な経営課題に直面している。そこで、少ない人員体制で販路開拓に取組める体制づくりと、首都圏などの規模の大きな市場への参入を支援するため、消費者視点を重視した商品開発や生産拡大、販売体制整備など、市内事業者が抱える様々な課題の解決に向けたコンサルティング及び首都圏等への販路開拓に対して食品流通専門団体による伴走支援を行う。

(3) 商店街等プレミアム付商品券発行支援費補助金

長引く物価高騰の影響を受けている事業者及び市民の生活を支えるため、商店街等が地域の実情に応じて実施するプレミアム付商品券の発行を支援する。

補　助　金　名	補　助　率	区　分	補助限度額
商店街等プレミアム付商品券発行支援費補助金	補助対象経費の 10 分の９	電子商品券の発行（紙商品券との併用含）	25,000 千円
		紙商品券の発行	22,000 千円

８　貿易振興対策

長崎港の地理的特性や海外との長い交流の歴史等の特性を活かして、海外貿易を積極的に推進することで、本市の経済発展を図ろうとするものである。

長崎港貿易の振興を目的として、平成 10 年 4 月に「長崎港活性化センター」を設立し、官民一体の貿易活動促進を進めている。平成 11 年 7 月からは「長崎～釜山国際定期コンテナ航路」が就航し、この航路の維持拡大に努めている。なお、令和８年７月より、週１便の運航となっている。

(1)　航路の維持拡大

貨物取扱量の増を図るため、集荷活動を積極的に行うとともに、長崎港を利用する荷主企業に対して各種助成を行う。また、国際定期コンテナ航路維持・強化に向けた運航船社等との協議や、ポートセミナーを主軸とした長崎港及び航路のＰＲ活動を行う。

(2)　貿易情報の収集活動及び広報活動

日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）長崎貿易情報センターや長崎県貿易協会上海事務所等の協力のもと情報を収集するとともに、広報活動を行う。

(3)　講演会、研修会、説明会の開催

貿易に関する人材の育成を図るため各種団体との協力のもと貿易実務などの海外展開に必要な知識の習得を目指す各種セミナー、講演会を開催する。

(4)　輸出入の状況

令和７年の長崎港のコンテナ取扱量は、輸入貨物量として住宅関係・食品関係が堅調であったものの、造船造機・果実缶詰関係が低調であったことにより 3,126TEUと前年から 200TEU減少し、輸出貨物量としては、造船造機などの貨物量が低調であったものの、肥料・古紙・住宅関係が堅調であったことなどにより 550TEUと前年から 33TEU増加し、輸出入実績として 3,676TEUと前年から 167TEU減少した。

９　中小企業振興対策

(1)　長崎市中小企業サポート活動

豊富な知識・経験、高度な技術・技能をもった民間企業のＯＢ人材を活用した専門的な相談・助言により、中小企業や創業者が直面する経営や技術面での課題解決など、総合的かつ効果的な支援を行う。

○　相談員の専門分野

ア　金融相談員

本市中小企業融資制度等の利用希望者に対する相談、助言

セーフティネット保証の認定事務

イ　海洋・ものづくりコーディネーター

市内中小企業の情報収集、国県市等の支援制度の紹介や関係機関への斡旋等、商品開発・販路拡大に関する助言・指導

ウ　情報、環境コーディネーター

市内中小企業の生産性向上、業務効率化に関する相談、助言、指導

(2)　チャレンジ企業応援補助金

エネルギー価格や原材料費等の物価高騰の影響により、収益面において厳しい経営環境が続く中、従業員の雇用維持に向け持続的・構造的な賃上げを目的とした売上拡大や収益改善のための新事業の展開、新製品・新サービスの開発等の新たな取組を支援する。

補助対象事業	補助率	補助限度額
新事業展開事業	補助対象経費の３分の１または３分の２	1,000 千円～50,000 千円（中小企業枠、成長分野枠、地域経済牽引枠ごとに上限額が異なる）
新製品・新サービス開発事業		
生産性向上・業務効率化事業		

(3)　職場環境改善事業費補助金

市内中小事業者の中で、製造業・建設業・運輸業の工場で働く従業員の労働環境は、夏場は広大な空間と屋根からの熱吸収で高温になりやすく熱中症リスクを伴うなど厳しい状況にあることから、工場内における快適な職場環境づくりに資する取組を支援する。

補助対象事業	補助率	補助限度額
空調・換気装置等導入事業	補助対象経費の２分の１	3,000 千円
遮断熱工事事業		

(4)　長崎市省エネ設備等更新支援補助金

物価高騰の影響など取り巻く環境が厳しい状況が続く中、原材料費や燃料費などのコスト高に直面している市内中小事業者のエネルギーコストに要する経費削減につながる省エネルギー設備等の更新の取組を支援する

補助対象事業	補助率	補助限度額	補助下限額
省エネ促進事業	補助対象経費の３分の２	5,000 千円	1,000 千円

(5)　長崎市省エネ・省力化推進事業費補助金

厳しい経営環境に直面している市内中小企業者に対し、経営力強化を目的とした省エネ・省力化の取り組みを支援する。

補助対象事業	補助率	補助限度額	補助下限額
省エネ推進事業	補助対象経費の３分の２	1,000 千円	200 千円
省力化推進事業			

(6)　長崎市伴走型DX化支援費補助金

市内中小企業者のDX推進による生産性向上の取組を促進させるため、DXに知見を有する外部専門家

による相談・アドバイスなどの伴走型支援を通じて、DXへの認知や理解を促進するとともに、経営課題の解決に向けた取り組みを支援する。

補助対象事業	補助率	補助限度額
ＤＸ基本計画の策定支援	補助対象経費の ２分の１	500 千円
データ又はデジタル技術を活用した組織革新支援		

(7)　長崎市中小企業融資制度の概要（R7.4.1）

資金名	融資要件概要	使途	限度額 （万円）
小企業振興資金	小規模企業者で事業資金を必要とすること。	運転 設備	2,000
中小企業経営安定資金	事業資金を必要とすること。	運転 設備	5,000
中小企業短期資金	事業資金を必要とすること。	運転	1,000
中小企業災害復旧等支援資金	次の①～③までのいずれかに該当すること。 ①台風などの災害の被害を受け、「り災証明」を発行されていること。 ②長崎市長から危機関連保証（中小企業信用保険法第２条第６項）の認定を受けたこと ③新型コロナウイルス感染症に起因して長崎市長からｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ保証５号の認定を受けたこと	運転 設備	2,000
中小企業連鎖倒産防止資金	倒産企業に対し、売掛債権等を有していること。	運転	2,000
中小企業創業資金	次の①、②のいずれかに該当することなど。 ①事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始又は会社を設立する具体的計画を有すること。 ②事業開始後又は会社設立後、５年未満であること。（事業を営んでいない個人が新たに事業を開始した後、５年を経過しない間に法人成りした場合を含む。）	運転 設備	3,500
中小企業エコ資金	次の①、②のいずれかを行うこと。 ①公害防止施設の整備、条例・法令等による改善措置の勧告・命令を受けた改善、事業車としての電動車等の購入、緑化、新・省エネルギー設備、雨水・再生水利用システム設備、廃棄物リサイクル設備の導入、ＩＳＯ14000 又はエコアクション 21 認証の取得など。 ②ネット･ゼロ・エネルギー･ビル（ZEB）の実現に向けた取組。	運転 設備	①2,000 ②6,000 ※①②の合算で 6,000

中小企業いきいき企業者支援資金	次の①から⑧までのいずれかに該当すること。 ①自己保有（共同保有）している特許権、実用新案権又は意匠権にかかる技術を利用し、新規事業に取り組むこと。 ②研究開発のために国、県、関係団体が交付する助成金等を受けて開発した商品・サービスの販路拡大に取り組むこと。 ③国、県、関係団体から農商工連携に係る支援を受けた者が、商品開発又は販路拡大に取り組むこと。 ④「製品・技術『優れモノ』認証」を受けた者が当該商品の販路拡大に取り組むこと。 ⑤長崎市ブランド振興会から「長崎市特産推奨品の認定」を受けた者が当該商品の販路拡大に取り組むこと。 ⑥公的機関の支援によって自社の経営戦略を作成した者が、具体的なビジネスプランに取り組むこと。 ⑦商店街の空き店舗を利用した出店を行うこと。 ⑧観光客向け宿泊施設、外国人観光客に対応する施設、コンベンション開催に対応する施設、バリアフリー等に対応する施設の改修事業を行うこと。	運転設備	2,000
中小企業いきいき労働環境整備資金	次の①から④までのいずれかに該当していること。 ①従業員住宅や保健、給食、教養文化施設、託児所、心身障害者雇用のための施設などの整備事業を行うこと。 ②従業員が 100 人以下の事業者であって、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し労働局に申請をしたもので、ワークライフバランスを推進していること。 ③常時雇用している障害者の割合が、全体の 3.6%以上であること。 ④ジョブカードの訓練計画の認定を受け、訓練を実施し、就職支援を積極的に行っていること。	運転設備	2,000

(6)　事業承継支援

後継者の不在等による中小企業の技術・サービス及び雇用の喪失を防ぐため、国が設置した長崎県事業承継・引継ぎ支援センターや関係機関と連携しながら支援を行う。

(7)　若年者雇用促進事業

若年者の地元就職・定着を促進するため、地元で働く魅力を発信するとともに、雇用の受け皿となる企業の受入れ態勢の整備を支援する。

ア「地元で働く魅力の発信」

学生等のニーズ・動向を踏まえたＳＮＳ運用やＵＩターンマーケティング戦略策定、企業紹介サイトの管理運用、学生と企業をつなぐコミュニティづくりの拡大を推進するほか、学生の就職先の決定に影響力を持つ保護者に対しても情報発信を行うとともに、市内小中学生が地元の職業等を学べる教材を作成し、将来的な地元就職への意識の醸成を図る

イ「地元企業の受入態勢支援」

採用や定着をテーマとして、地元企業の経営者・人事担当者等を対象とした勉強会や基調講演などの意識啓発事業を実施するほか、採用コンサルティング等に要する経費、企業ＰＲ動画等の制作費、オンラインを含む企業説明会への参加費等、新しい働き方の導入支援に要する経費等の一部を支援する。

(8)　多様な人材雇用促進事業

経済再生に向け、人的基盤を整えるため、女性、高齢者などの潜在労働者の就業率の向上、外国

人材の確保に関する必要性について、企業への意識啓発を行うとともに、受入態勢の支援を行うことで、多様な人材の雇用促進を図る。

ア「地元企業の雇用促進に係る意識啓発」

長崎商工会議所と連携し、人手不足解消を図るため、企業の意識啓発を目的とした多様な人材の雇用に関するセミナーを実施する。

イ「地元企業の受入態勢支援」

女性の活躍促進のため、職場環境を改善し、女性の就労促進や活躍促進を図る取組に要する経費の一部を支援し、他企業のモデルとなる事例を創出することで横展開を図るほか、中学生に対し、女性活躍に取組む企業を知ってもらうとともに、男女平等意識を醸成するプログラムを実施する。

また、外国人材の受入促進のため、長崎県と連携し、企業が実施する就労・住居環境整備や文化体験などの取組に要する経費の一部を支援するほか、全国的にも不足が想定されているIT人材について、長崎県や長崎大学、企業等と連携し、バングラデシュ高度IT人材の受入を促進するため、受入企業の採用までに要する経費の一部を支援するとともに、バングラデシュ高度IT人材の定着促進を図るため、地域との交流会を実施する。

(9)　企業連携型奨学金返還支援事業

地元企業の人材確保支援を一層強化し、若年者等の地元就職・定着を促進する観点から、従業員への奨学金返還支援制度を有する企業と連携し、その経費の一部を支援する。

(10)　福利厚生

一般財団法人長崎市勤労者サービスセンター

中小企業と大企業との間で水準の差が激しい勤労者福祉について、中小企業勤労者の福祉の向上を図ることは、労働行政を推進していく上からも重要な施策の一つであり、人材の確保・定着・勤労意欲の向上を図るためには福利厚生面の充実が不可欠である。

長崎市勤労者サービスセンターは、中小企業勤労者等のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興・地域社会の活性化に寄与することを目的として創設された国の「中小企業勤労者総合福祉推進事業」の指定を受け、平成 2 年 8 月に長崎市が中心となって設立された団体であり、平成 7 年 12 月に財団法人化され、平成 23 年 8 月に一般財団法人へ移行した。現在は、会員事業所数 1,315 か所、会員数 8,756 人（令和 8 年 3 月末）を有している。

(11)　経済活性化審議会の設置

平成 5 年度に長崎市雇用問題審議会が設置され、労働問題や各種対策について、関係各界各層の委員により幅広く調査及び審議がなされ、本市の施策へ反映してきたが、雇用に限らず経済成長を切り口とした調査審議を実施するため、雇用問題審議会を発展的に廃止し、長崎市経済活性化審議会を平成 28 年 7 月に設置した。

長崎市経済活性化審議会においては、主に経済成長戦略の策定とその進捗管理に係る調査審議を実施している。

市　　場

1　中央卸売市場

生鮮食料品の流通及び消費上、特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するため、卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域以外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善に資するものとして、卸売市場法に基づき、昭和 50 年 7 月に開業した。当中央卸売市場の取扱品目の部類は、青果物とし、野菜・果実及びこれらの加工品等である。

(1)　市場の機構　　職員 8 人

市場長 1 ― 次長 1 ―係長 1― 職員 5（会計年度任用職員 1　を含む）

卸　売　会　社（1 社）　　(R8.7.1)

会　社　名	資本金（万円）	総員数（人）	役　員（人）	従業員（人）
長崎でじま青果㈱	5,000	125	6	119

仲 卸 業 者　　15

売買参加者　　107

関連事業者　　9

(2)　施設及び規模（R8.7.1 現在）

場　　所　長崎市田中町 279 番地 4

敷地面積　73,417 ㎡　　建物延面積　36,251 ㎡

施設の種類		規　模	摘　要（構造等）
卸売場棟		31,026 ㎡	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建
内訳	卸売場	14,145 ㎡	低温卸売施設 100 ㎡×2 基
	仲卸売場	7,863 ㎡	
	買荷保管積込所	5,165 ㎡	
	関係業者事務所	2,118 ㎡	
	その他	1,735 ㎡	通路・便所・階段・塔屋・プロパン庫等
冷蔵庫棟		1,412 ㎡	鉄筋コンクリート造 2 階建
管理棟		855 ㎡	鉄筋コンクリート造 3 階建
関連事業者棟		1,640 ㎡	鉄筋コンクリート造 2 階建
倉庫棟		1,045 ㎡	鉄骨造平家建
その他		273 ㎡	守衛棟･屋外便所等
計		36,251 ㎡	
屋上駐車場		3,714 ㎡	122 台
平面駐車場		16,220 ㎡	588 台（アスファルト舗装）
緑地		2,352 ㎡	
公園		1,617 ㎡	2 か所

(3)　市場建設時の事業費内訳

・工事期間　　昭和 49 年 1 月～50 年 6 月

・総工事費　　41 億 6,037 万 4,000 円

（国庫補助金　10 億 6,500 万円　地方債　30 億 9,400 万円

一般財源　137 万 4,000 円）

・内　　訳　　建設費　33 億 374 万 4,000 円　　用地購入費　8 億 5,663 万円

(4)　主要施設使用料（月額）

卸売業者　（卸売業者市場使用料）　　卸売金額（税抜）の 1,000 分の 3

（卸売業者売場使用料）　　100 円／m^2

仲卸業者　（仲卸業者市場使用料）　　仲卸業者が長崎市中央卸売市場業務条例第 49 条に規定する卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額（税抜）の 1,000 分の 3

（仲卸業者売場使用料）　　600 円／m^2

関連事業者（関連事業者市場使用料）　1,290 円／m^2

※　使用料は、上記により算定した額に、100 分の 110 を乗じて得た額

(5)　総売上高実績表

（令和 7 年度）

野菜		果実		合計	
取扱量	取扱金額	取扱量	取扱金額	取扱量	取扱金額
トン	千円	トン	千円	トン	千円
41,152	9,951,393	14,558	6,570,009	55,710	16,521,402

2　市設小売市場

（R8.7.1）

名称	所在地	沿革	施設（建物・土地）	区画数（事業者数）
長崎市設中央小売市場	築町 3 番 18 号「メルカつきまち」地下 1 階	大正 13 年 10 月総工費 22 万円で建設、終戦後占領軍のトラック置場として使用、昭和 22 年 9 月、再び開場した。建物の老朽化のため平成元年 6 月解体となり、平成元年 4 月 1 日より賑町地内の仮設店舗にて仮営業していたが、平成 10 年 9 月に築町の「メルカつきまち」内で営業することとなった。	鉄骨鉄筋コンクリート造（賃貸借）市場面積 676.91 ㎡	14（13）

	種別	単位	金額
市場使用料	店舗	1 平方メートルにつき 1 月	3,333 円
	倉庫	1 平方メートルにつき 1 月	1,333 円

使用料の額に 1 円未満の端数が生じたときは 50 銭未満については、その端数を切り捨て、50 銭以上 1 円未満についてはその端数を切り上げる。

物　産　振　興

1　特産品の販路拡大

長崎市には、歴史・文化や自然・風土などその地域の特性を活かした特産品が数多くあるものの、製造販売業者の大半が小規模企業で、生産力や営業力が弱く、地元地域での認知にとどまっているものが多い。そのため、産官学で連携して特産品の周知啓発に取り組むとともに、経済産業部、文化観光部、水産農林部が連携して、県内外のイベント・物産展への出展や商談会の斡旋、特産品のPR、情報発信を行っている。

〈事業内容〉

(1)　物産振興推進に係る取組

ア　市内外での物産展及び商談会の開催

イ　長崎街道シュガーロードの歴史・文化の掘り起こしによる情報発信

ウ　市内事業者が抱える様々な課題の解決に向けたコンサルティング及び首都圏等への販路開拓に対して食品流通専門団体による伴走支援

2　特産品のブランド化の推進

平成 9 年 9 月に特産品製造・販売業者、長崎商工会議所、長崎市から構成される「長崎市ブランド振興会」（会員業者数 43：令和 8 年 7 月現在）を設立し、地場産業の振興を目的として、本市の優れた特産品の品質保持、販路拡大等の各種事業を実施している。

また、水産練り製品製造業者、市内経済団体、金融機関等と連携して、平成 23 年度に立ち上げた「長崎かんぼこ王国推進委員会」を通して水産練り製品のブランド化等に取り組んでおり、長崎かまぼこの認知度を高め、新たな需要の喚起、販路拡大を図る。

〈事業内容〉

(1)　長崎市ブランド振興会

ア　会員企業の商品の魅力発信・販路開拓の支援

イ　会員企業への物産展・商談会開催情報の情報提供

ウ　インターネット等を活用したＰＲ・販売促進

エ　地域商社及びふるさと納税の運営事業者との連携

オ　会員企業への各種支援制度等の情報提供

観　　光

長崎市は、1571年（元亀２年）のポルトガル船の来航以来、ポルトガルやオランダ、中国など海外との交流を通して、多種多様な伝統や文化を生み出しながら発展してきた。特異な歴史に育まれ、出島、唐人屋敷跡、グラバー園をはじめ数々の国際性豊かな観光資源が存在し、港を取り囲む斜面市街地は、美しい景観を醸し出し、歴史のまち、ロマン漂うまちとして多くの方々に親しまれる国際観光都市である。

また、平成17年１月及び平成18年１月に近隣する７町と合併したことにより、自然やキリシタン文化、温泉など今までなかった新たな観光資源が加わるとともに、長崎自動車道の延伸や、ながさき出島道路の開通によるアクセスの向上、出島の復元事業、長崎歴史文化博物館、長崎水辺の森公園、長崎県美術館及び世界でも有数の斜張橋の女神大橋及び出島メッセ長崎などが新たに整備された。令和４年９月には西九州新幹線が開業（長崎～武雄温泉）し、新しい長崎市へと大きく発展しようとしている。

長崎市を訪れた観光客数は、長崎「旅」博覧会が開催された平成２年の約628万人をピークに減少傾向を続け、平成16年は約493万人となった。しかし、平成18年には全国ではじめてのまち歩き博覧会である「長崎さるく博'06」の開催に加え、「長崎ランタンフェスティバル」、「長崎帆船まつり」など既存イベントの集客数増加も達成し、約570万人の観光客数となった。

その後は、「長崎さるく」の通年での実施や、端島見学施設、亀山社中記念館といった新たな観光施設のオープン（平成21年）、「世界新三大夜景」への認定（平成24年※令和３年11月に再認定）、「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界文化遺産登録（平成27年）、「日本新三大夜景都市」への認定（平成27年※令和６年12月に再認定）等、観光資源のさらなる磨き上げにより観光客数は増加傾向となり、平成29年は、国際クルーズ船の入港実績が全国第２位の267隻、乗員・乗務員数約105万人と過去最高となったこと等により、観光客数も708万人と過去最高となった。

また、平成30年は、７月に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録されたことにより、観光客数は平成29年に次ぐ約706万人となり、令和元年も、香港直行便の就航やローマ教皇の来崎、ラグビーワールドカップの開催等により、観光客数は過去３番目に多い692万人となった。しかし、その後の新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、過去に類を見ない観光客数の減少が生じ、令和２年、及び令和３年の観光客数は、それぞれ約256万人、約259万人となった。

そのような中、令和３年11月１日にMICE施設となる出島メッセ長崎が開業し、交流人口の拡大による地域経済の活性化が図られている。

令和４年は、全国的な宿泊割引キャンペーンの実施や移動制限の緩和、同年９月の西九州新幹線の開業などから訪問客数は約405万人となり、令和５年は新型コロナウイルス感染症対策の緩和、外国人訪問客への水際措置の撤廃などもあり、訪問客数は約532万人、令和６年は相次ぐ大型ホテルの開業や国際クルーズ客船入港数増などから訪問客数は約654万人、令和７年はインバウンドの拡大や令和６年10月に開業した長崎スタジアムシティの本格稼働によるスポーツコンベンションの拡大などから約690万人と、着実にコロナ禍前の状態に回復してきている。

今後は、民間主導による観光地域づくり推進主体であるＤＭＯ(Destination Management/Marketing Organization)において、産学官の更なる連携強化による「交流の産業化」の加速化を図り、地域一帯の魅

力的な観光地域づくりを実施することで、『世界とつながる持続可能な交流都市　長崎』を目指す。

1　訪問客数

(1)　年次別訪問客数及び消費額

年別	訪問客					訪問客の消費額（千円）
	計（人）	宿泊(人)	比率(%)	日帰り(人)	比率(%)	
R５	6,091,907	2,206,000	36.2	3,885,907	63.8	178,689,631
R６	6,540,425	2,337,924	35.7	4,202,501	64.3	213,084,226
R７	6,902,993	2,501,437	36.2	4,401,556	63.8	229,043,822

(2)　個人・団体別訪問客数

種別／年別	総計	個人		団体					
				計		一般		修学旅行	
	人員(人)	人員(人)	比率(%)	人員(人)	比率(%)	人員(人)	比率(%)	人員(人)	比率(%)
R５	6,091,907	5,576,907	91.5	515,000	8.5	237,600	3.9	277,400	4.6
R６	6,540,425	5,954,625	91.0	585,800	9.0	327,000	5.0	258,800	4.0
R７	6,902,993	6,296,093	91.2	606,900	8.8	358,800	5.2	248,100	3.6

(3)　宿泊施設の状況　（令和７年 12 月 31 日現在）

種別	施設数（軒）	部屋数（室）	収容人員（人）
旅館・ホテル	155	4,408	12,593
ビジネスホテル	28	2,895	4,859
民宿・ペンション	17	114	270
国民宿舎・ホステル・保養所、その他	23	19	1,030
合計	223	7,436	18,752

(4)　外国人訪問客

過去３ヵ年の外国人延べ宿泊者数

（単位：人）

順位	令和５年		令和６年		令和７年	
	国籍・地域	人数	国籍・地域	人数	国籍・地域	人数
1	韓国	77,578	韓国	93,340	韓国	124,938
2	アメリカ	36,502	台湾	47,035	台湾	47,839
3	中国	21,409	アメリカ	31,721	アメリカ	46,910
4	香港	16,079	香港	30,627	中国	46,445
5	タイ	14,586	中国	21,512	シンガポール	18,578

6	台湾	9,740	シンガポール	16,043	香港	16,256
7	シンガポール	6,728	ドイツ	10,574	ドイツ	14,862
8	ブラジル	6,560	タイ	9,480	オーストラリア	13,469
9	オーストラリア	6,550	オーストラリア	8,021	イギリス	12,540
10	フィリピン	4,649	イギリス	7,292	カナダ	8,825
11	ドイツ	4,503	フランス	6,563	フランス	8,825
12	イギリス	3,404	ブラジル	4,740	タイ	7,431
13	ベトナム	3,285	マレーシア	4,011	マレーシア	5,109
14	フランス	3,037	カナダ	3,646	インドネシア	4,180
15	マレーシア	1,915	フィリピン	2,188	フィリピン	3,716
	その他	41,596	その他	67,816	その他	84,529
合計		258,121		364,609		464,452

(5)　国内・国際クルーズ客船乗客・乗務員数

	令和5年		令和6年		令和7年		
	隻数	推計	隻数	推計	隻数	推計	前年比
計	96隻	167,086人	160隻	472,120人	198隻	519,852人	47,732人増

２　令和８年度主要観光施策

私たちは「独自の歴史。文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます

魅力あるコンテンツの創造と滞在環境の充実

1　長崎くんち踊り会場運営費

本市の代表的なまつりである「長崎くんち」を市民や観光客に幅広く知ってもらうための踊り会場の運営

2　世界・日本新三大夜景推進費

「世界新三大夜景」及び「日本新三大夜景」として認定された長崎の夜景の魅力を国内外へ発信し、さらなる観光客誘致、宿泊滞在型観光の推進を図る

3　観光施設等ライトアップ事業費

夜の賑わいを創出するために、観光施設等のライトアップを実施

4　長崎ランタンフェスティバル事業共催費負担金

冬季の観光オフシーズンの集客対策及び夜型観光の誘発対策として、ランタンやオブジェによる幻想的な灯りの演出や中国色豊かなイベントを実施

5　長崎ペーロン選手権大会共催費負担金

長崎の伝統行事であるペーロンを市民や観光客に広く認知してもらい、観光客の増加を図る

6　長崎伝統芸能振興会補助金

伝統芸能としての「長崎くんち」や市内各地に伝わる「郷土芸能」の保存振興を図り、観光客が楽しめるイベントとして育成するための支援

7　亀山社中記念館運営費

施設の適正な運営管理や、姉妹友好館との連携などを実施

8　端島見学施設運営費

世界文化遺産の構成資産である端島（通称：軍艦島）への上陸観光用施設の運営

9　世界遺産観光客受入費

「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の来訪者の円滑な受入態勢の整備

10　観光客受入環境整備費

外国人観光客がストレスなく滞在や観光を楽しむための環境整備

戦略的な魅力発信と誘致活動の推進

1　観光地域づくり推進費

観光地域づくり法人（DMO）において、長崎市観光マスターブランドを柱とした一貫性のある戦略的な誘客プロモーションを継続的に実施し、四季折々の食やイベント、長崎ならではの楽しみ方等を紹介することで、長崎市への訪問意向を喚起する。また、デジタル技術を活かした一元的な情報収集・発信、訪問客の趣味・嗜好に合わせたサービスを提供する。

2　観光客誘致推進費

食を切り口に閑散期対策を図るとともに、著名人や長崎を舞台とした映像作品等を活用したプロモーションにより、国内外の誘客を促進する。

3　インバウンド誘致広域連携事業費

欧米豪市場に向けた旅マエの情報発信及び被爆 80 周年を契機に、西日本・九州の自治体間の広域連携を推進し、長崎市へのインバウンド誘客を図り、交流人口の拡大を目指す。

4　平和・観光魅力発信事業費

「ニューヨーク・タイムズ紙」電子版の「2026 年に行くべき 52 か所」に長崎市が選定（読者が選ぶ目的地トップ 10 の中で第 5 位）されたことを契機に、平和を切り口としてより深く、幅広く長崎の魅力を発信することで、認知度の向上を図り、欧米豪からのインバウンド誘客の増加と消費の拡大を図る。

観光・ＭＩＣＥ関連産業の活性化

1　観光地域づくり推進費

観光地域づくり法人（ＤＭＯ）が実施する、多様な関係者と連携した地域の魅力づくり、観光誘客とＭＩＣＥ誘致・受入の推進等への支援により地域経済の活性化につなげる

2　ＭＩＣＥ推進費

交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、ＭＩＣＥの誘致・受入を推進

3　コンベンション開催費補助金

コンベンション誘致のため、コンベンション開催団体への補助金の交付

4　長崎港クルーズ客船受入委員会負担金

長崎港に来航するクルーズ客船受入行事・接遇を実施

3　令和８年度観光行事等に対する負担金及び補助金

(1)　郷土芸能保存及び振興

長崎伝統芸能振興会補助金	40,240 千円

(2)　特色あるイベントの振興

長崎ペーロン選手権大会共催費負担金	13,000 千円
長崎ランタンフェスティバル事業共催費負担金	99,995 千円
長崎居留地まつり事業共催費負担金	500 千円
長崎ハタ揚げ大会事業共催費負担金	1,000 千円

4　主な観光行事（令和８年度）

イベント名	日　　程	場　　所	前回実績	イベント内容
長崎さるく	通　　年	市内一帯	―	ガイドの案内で、長崎の歴史や文化を楽しむまち歩き「さるく」。長崎ならではの体験や「食」を楽しめる、多彩なメニューを用意しています。
長崎ハタ揚げ大会	4月5日(日)	唐八景公園	約5,000人	ハタどうし掛け合って相手のハタを切るハタ合戦や親子ハタ揚げ教室など、家族で楽しめる催しが行われます。
ながさきみなとまつり	7月25日(土) ～26日(日)	長崎水辺の森公園	約190,000人	ステージイベントなどが行われます。花火も打ち上げられ、会場内には屋台も出店され、子どもから大人まで楽しめます。
長崎ペーロン選手権大会	7月26日(日)	松が枝国際観光埠頭	約15,000人	港を中心に栄えた長崎の夏の一大イベント。各地区の代表だけではなく、職域チームも熱戦を繰り広げます。
精霊流し	8月15日(金)	市内中心部一帯	不明	初盆の霊を船に乗せ、極楽浄土へ送り出す長崎の伝統行事です。夕闇がせまるころ、町のあちこちから出発を知らせる鐘の音が響いてきます。耳をつんざく爆竹の音、「チャンコンチャンコンドーイドーイ」の掛け声とともに行列は夜遅くまで続きます。
２０２６長崎居留地まつり	9月19日(土) ～21日(月・祝)	東山手 南山手 大浦一帯	約15,000人	異国情緒豊かな東山手・南山手・大浦地区で開催されるまつり。グラバー坂かけあがり大会や居留地大バザールなど多彩なイベントが催されます。
長崎くんち	10月7日(水) ～ 9日(金)	諏訪神社他	不明	諏訪神社の秋の大祭で、旧暦の 9 月 9 日に行ったことから、9 日すなわち「くんち」と呼ばれるようになったといわれています。踊町（出演者）は 7 年に1度、出番がまわってきます。390 余年の歴史と伝統があり、秋の長崎を代表するまつりです。「長崎くんちの奉納踊」は、昭和54年に国の重要無形民俗文化財に指定されています。
２０２７長崎ランタンフェスティバル	2月5日(金) ～2月21日(日)	湊公園、 中央公園他	約800,000人	長崎の冬の一大風物詩。長崎にゆかりの深い中国の旧正月を祝うまつりとして始まり、約 1 万 5 千個のランタン（中国提灯）が長崎の街を極彩色に染めます。中国にちなんだイベントも盛りだくさんです。

5　観光施設事業

(1)　グラバー園の概要

昭和 32 年 10 月 10 日、三菱重工業株式会社長崎造船所の創業 100 年祭の記念行事の一つとして、旧グラバー住宅の建物、庭園 4,224 ㎡を同社から寄贈を受け、一部を改修して、昭和 33 年に市営の観光施設としてオープンした。

その後毎年施設の整備充実を図り、昭和 40 年度に旧リンガー住宅・庭園 5,015 ㎡、昭和 45 年度に旧オルト住宅・庭園 6,131 ㎡等を加え、更に 5 ヶ年計画で約 7 億円を投じて、庭園の拡張、洋館 4 棟の移築、壁泉、動く歩道を設置して総面積も 29,397 ㎡と拡大され、昭和 49 年 9 月 4 日、「グラバー園」と名称を改めオープンした。さらに、昭和 63 年 4 月から入園者の利便を図るため、2 基の「エスカレーター」（長さ各 12.5m）を設置し、平成 5 年より、毎年 7 月中旬から 10 月中旬にかけて、夜間開園を実施している。平成 11 年 3 月には重要文化財旧グラバー住宅・旧リンガー住宅・旧オルト住宅について展示リニューアルを行った。また、平成 13 年度から 14 年度までの 2 ヶ年事業として大規模リニューアル工事を実施し、園内のバリアフリー化と入園者の利便性を図るため旧三菱第二ドックハウス横に第 2 ゲートの新設を行った。なお、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて園内に設置してある輸送機器「動く歩道」2 基の全面改修を、平成 26 年度から平成 28 年 4 月にかけて旧三菱第二ドックハウスの耐震改修を、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて旧スチイル記念学校の耐震化整備を行った。さらに、旧グラバー住宅について、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて保存修理を実施し、併せて展示の整備も行ったうえで、令和３年 12 月 24 日にリニューアルオープンした。旧オルト住宅についても、令和 4 年度から令和 8 年度にかけて保存修理を実施し、併せて展示の整備を行い、令和 9 年 3 月にリニューアルオープンを予定している。

ア　管理運営の状況

平成 20 年 4 月 1 日より指定管理者制度の導入

指定管理者：長崎南山手グラバーパートナーズ共同事業体

※令和４年４月１日から令和９年３月 31 日まで

イ　収支状況（令和 7 年度決算見込）

歳入 3 億 1,111 万 9,342 円、歳出 2 億 16 万 3,811 円となっており、差額 1 億 1,095 万 5,531 円の一部については、ロープウェイ運営費に補填している。

ウ　グラバー園入場者数の推移　（単位：人）

年度	個　人	団　体	夜間独占使　用	無　料	計
5	515,107	171,248	2,330	40,954	729,639
6	584,190	178,804	1,142	41,680	805,816
7	661,749	137,868	1,035	39,386	840,038

(2)　長崎ロープウェイの概要

昭和 34 年から長崎観光開発株式会社により本市の景勝地稲佐山にロープウェイが運行されていたが平成 10 年 3 月 31 日付けで解散し、平成 10 年 4 月 1 日にその稲佐山資産が長崎市に無償譲渡された。

そのため、同日より観光振興及び市民の福祉の増進を図ることを目的にロープウェイ・スカイウェイ

の索道事業を引き継ぎ、運行を開始したが、スカイウェイについては、施設の老朽化により平成20年3月31日をもって廃止され、現在はロープウェイのみの運行となっている。また、平成23年11月1日には、ゴンドラのリニューアルを行った。平成27年5月から平成28年2月にかけては、全面運休して待合所及び駅舎の耐震化等工事を行った。

参考：ロープウェイ開業　昭和34年10月4日　／　スカイウェイ開業　平成　2年8月 1日
スカイウェイ廃止　平成20年3月31日

索道型式	三線交走式普通索道
搬　　器	31人乗り　2両
9：00 ～ 18：00　毎時輸送量	186人
18：00 ～ 22：00　毎時輸送量	248人

ア　管理運営の状況

平成18年4月1日より指定管理者制度の導入

指定管理者：アトラクト稲佐山共同事業体

※令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

イ　収支状況（令和7年度決算見込）

歳入1億771万1,988円、歳出1億3,576万463円となっており、2,804万8,475円の赤字となっている。なお、赤字分については、グラバー園費から全額補填している。

ウ　長崎ロープウェイ利用者数の推移　（単位：人）

年度	個　人	団　体	無　料	計
5	167,588	12,007	2,956	182,551
6	201,782	9,924	2,777	214,483
7	235,795	13,135	2,919	251,849

(3)　稲佐山スロープカーの概要

稲佐山中腹と山頂を結ぶ交通手段として、平成 24 年に世界新三大夜景に認定されたことを契機に展望台への来訪者増加への対応とアクセス向上を図るため、令和 2 年 1 月 31 日に長崎稲佐山スロープカーを供用開始した。

スロープカーとは傾斜地を移動できる斜面走行モノレールであり、急勾配の斜面も客室内は水平を保ち走行することができる特徴をもっている。

なお、車両デザインは長崎ロープウェイと同じく、世界的工業デザイナーである奥山清行氏率いるKEN OKUYAMA DESIGNが担当した。

型　　式	KMR-40×2 両編成
搬　　器	80 人乗り　 2 レーン
9：00 ～ 18：00　毎時輸送量 18：00 ～ 22：00　毎時輸送量	1 レーン運行 2 レーン運行

ア　稲佐山スロープカー利用者数の推移　　（単位：人）

年度	計
5	177,078
6	198,302
7	229,982

※令和 2 年 1 月供用開始。

(4)　主な市の観光施設

施　設　名	所　在　地	所管課	施　設　概　要
グラバー園	長崎市南山手町 8-1	観光政策課	旧グラバー住宅、旧リンガー住宅、旧オルト住宅
長崎ロープウェイ	長崎市淵町 8-1 長崎市稲佐町 364-1	観光政策課	淵町と稲佐山山頂を結ぶロープウェイ
長崎稲佐山スロープカー	長崎市大浜町 1200 番 1	土木総務課	稲佐山中腹と稲佐山山頂を結ぶスロープカー
永井隆記念館	長崎市上野町 22-6	平和推進課	如己堂、永井隆博士の遺品、写真、著書、映像ソフト、児童図書を中心とする図書室
平和公園（祈念像地区）	長崎市松山町 2400-2	土木総務課	平和祈念像、平和の泉、平和モニュメント、長崎の鐘
平和公園（中心地地区）	長崎市松山町 2400-3	土木総務課	原子爆弾落下中心地碑、浦上天主堂遺壁、被爆 50 周年記念事業碑
長崎原爆資料館	長崎市平野町 7-8	平和推進課	常設展示室（原爆被災資料）、企画展示室、ビデオルーム、資料館ホール、平和学習室、図書室
長崎歴史文化博物館	長崎市立山 1 丁目 1-1	文化財課	常設展示室、長崎奉行所復元展示室、企画展示室、レファレンスルーム、ホール、体験工房など
科学館（スターシップ）	長崎市油木町 7-2	生涯学習施設課	展示室、科学実験室、工作室、学習室、プラネタリウム、第 1 天文台、第 2 天文台、星空広場
恐竜博物館	長崎市野母町 568 番地 1	生涯学習施設課	常設展示室、企画展示室、オープンラボ
あぐりの丘	長崎市四杖町 2671-1	こども政策課	全天候型子ども遊戯施設、遊具施設、体験施設、バラ園など
歴史民俗資料館	長崎市平野町 7-8	文化財課	ポルトガル・中国・オランダ・長崎などの民俗資料、長崎の考古資料
稲佐山公園（展望台）	長崎市稲佐町 364	土木総務課	屋上展望所、多目的ホール
出　島	長崎市出島町 6-1	出島復元整備室	カピタン部屋、乙名部屋、拝礼筆者蘭人部屋、三番蔵、水門、ヘトル部屋、料理部屋、一番船船頭部屋、一番蔵、二番蔵、十六番蔵、筆者蘭人部屋、十四番蔵、乙名詰所、組頭部屋、銅蔵、旧長崎内外クラブ、旧出島神学校、表門、新石倉、旧石倉
土神堂、観音堂、天后堂	長崎市館内町	文化財課	旧唐人屋敷跡に存するお堂
東山手十二番館 （旧居留地私学歴史資料館）	長崎市東山手町 3-7	観光政策課	東山手地区の写真、私学の歴史に関する資料
東山手地区町並み保存センター （東山手洋風住宅群Ｂ棟）	長崎市東山手町 6-25	文化財課	居留地に関する古写真・映像、会議室など
旧香港上海銀行長崎支店記念館	長崎市松が枝町 4-27	観光政策課	多目的ホール、展示室、休憩室、長崎近代史の歴史資料
長崎市野口彌太郎記念美術館	長崎市大浦町 1-37	文化財課	野口彌太郎画伯の絵画など
旧長崎英国領事館	長崎市大浦町 1-37	文化財課	領事館展示室
南山手地区町並み保存センター（南山手 8 番館）	長崎市南山手町 4-33	文化財課	明治中期の長崎居留地模型、居留地時代の古写真・映像、会議室・研修室など
南山手レストハウス （南山手乙 27 番館）	長崎市南山手町 7-5	文化財課	休憩室、旧居留地に関する資料、近代化遺産のパネル展示など

施　設　名	所　在　地	所管課	施　設　概　要
中の茶屋(清水崑展示館)	長崎市中小島 1丁目4-2	文化財課	江戸時代中期の庭園、清水崑画伯の「かっぱ絵」や政治漫画の原画など展示
眼鏡橋	長崎市魚の町、栄町、諏訪町、古川町	土木総務課	日本最古の石造アーチ橋
風頭公園	長崎市伊良林 3丁目602-1他	地域整備2課	坂本龍馬之像、司馬遼太郎「龍馬がゆく」文学碑、展望台
亀山社中記念館	長崎市伊良林 2丁目7-24	観光政策課	坂本龍馬や亀山社中、海援隊と関わりのある人物等の資料を展示
シーボルト記念館	長崎市鳴滝 2丁目7-40	文化財課	ロビー（ビデオ上映）、常設展示室（蘭文免許状、シーボルト著「日本」、シーボルトの処方箋など）、企画展示室
長崎ペンギン水族館	長崎市宿町3-16	水産農林政策課	飼育生物約271種類、約3,848点（うちペンギン9種類、約180羽）、ビオトープ、人工海浜、カヤック体験
サント・ドミンゴ教会跡資料館	長崎市勝山町30-1	文化財課	勝山町遺跡発掘調査により出土したサント・ドミンゴ教会遺構、出土品など
飛島磯釣り公園	長崎市高島町 1726他	水産農林政策課	東側釣り場、南側釣り場、北側釣り場、休憩所棟、事務所棟、店舗棟
高島海水浴場	長崎市高島町 2709-5	水産農林政策課	管理棟、女子温水シャワー棟、売店、ウッドデッキ
高島ふれあいキャンプ場	長崎市高島町 2709-5	水産農林政策課	パーゴラ、炊飯棟、常設テント、日陰用テント
野母崎高浜海岸交流施設	長崎市高浜町 3963-3	水産農林政策課	多目的スペース、シャワー・更衣室、芝生広場、コミュニティースペース
川原大池公園	長崎市宮崎町969-1	（南）地域整備課	キャンプ場、炊事棟、トイレ、駐車場 遊歩道、ウッドデッキ、東屋、パーゴラ、展望所 県指定天然記念物ハマナツメなどの樹林
長崎のもざき恐竜パーク	長崎市野母町562-1	（南）地域福祉課ほか	恐竜博物館、軍艦島資料館、野母崎文化センター、恐竜パーク体育館、こども広場、インフォメーションセンター、水仙の丘、駐車場で構成
端島（軍艦島）見学施設	長崎市高島町端島	観光政策課	炭鉱のための人工島、日本最大の廃墟、最古の鉄筋コンクリートアパート ※　上陸見学区域に限り立ち入り可能 ・桟橋 ・見学通路　　約250m ・見学広場　　３箇所
軍艦島資料館	長崎市野母町562-1	観光政策課	写真パネル、軍艦島資料、映像、模型など
外海歴史民俗資料館	長崎市西出津町2800	文化財課	外海地区の歴史、民俗資料など
ド・ロ神父記念館 （いわし網工場跡）	長崎市西出津町2633	文化財課	フランス人宣教師マルク・マリー・ド・ロ神父の遺品など
遠藤周作文学館	長崎市東出津町77	文化振興課	展示室（原稿、写真、愛用品など）、開架閲覧室、ショップ、思索空間
高島石炭資料館	長崎市高島町2706－8	文化財課	炭鉱資料、写真、模型など
伊王島灯台記念館 (伊王島灯台旧吏員退息所)	長崎市伊王島町 1丁目3240－1	文化財課	レンズなどの資料、模型、写真、解説パネルなど
心田庵	長崎市片淵 2丁目18-18	文化財課	茅葺建物（和室・茶室）と池泉回遊式庭園
池島炭鉱体験施設	長崎市池島町154	観光政策課	坑内体験施設（トロッコなど含む）、坑外見学用として第3棟炭鉱住宅・第2立坑見学広場
長崎(小島)養生所跡資料館	長崎市西小島 1丁目8-15	文化財課	養生所基礎遺構、出土遺物、医学教育に使われた人体模型（複製）、養生所模型など

６　ＭＩＣＥ事業

(1)　出島メッセ長崎の概要

国内外から多くの来訪者を呼び込むとともに、市民交流を促進する交流拠点施設を設置することで、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、ＰＦＩ事業（ＢＴＯ方式）によりＭＩＣＥ施設となる出島メッセ長崎を整備し、令和３年１１月１日にオープンした。

施設は、イベント・展示ホール棟とコンベンションホール棟で構成され、イベント・展示ホール棟には、約 3,800 ㎡のイベント・展示ホールを、コンベンションホール棟には、会議室 24 室と約 2,700 ㎡のコンベンションホール（天井高 10 m）を備えている。

イベント・展示ホールは、分割利用（2 分割）が可能な平土間のホール（天井高 12m）で、展示会、イベント、コンサート等に対応している。会議室は、大中小様々なタイプの 24 室（20～600 ㎡）を配置し、各種セミナーから控室利用まで多様な催事に対応し、コンベンションホールは、分割利用（4 分割）も可能な平土間のホール（天井高 10 m）となっており、講演会、大会、レセプション等の様々な利用形態に柔軟に対応することができる。

また、長崎の玄関口であるＪＲ長崎駅すぐそばに位置し、ペデストリアンデッキで駅西口に直結していることから、雨天時には雨に濡れずに施設まで移動することが可能。施設にはヒルトン長崎が隣接しており、隣接地には駐車場（300 台）を完備している。

ア　管理運営の状況

令和元年１月１日より指定管理者制度の導入

指定管理者：株式会社ながさきＭＩＣＥ

※令和元年１月１日から令和 23 年 10 月 31 日まで

イ　収支状況（令和７年度決算）

出島メッセ長崎の運営・維持管理は利用料金による独立採算で実施しており、令和７年度の施設の運営・維持管理の収支は 2,673 千円の黒字となっている。なお、赤字に対し市の補填はない。

ウ　出島メッセ長崎利用者数の推移　　（単位：人）

年度	学会	一般会議	イベント・展示	計
R３	3,487	29,649	183,241	216,377
R４	13,142	79,035	549,966	642,143
R５	52,372	65,462	544,301	662,135
R６	40,014	78,389	510,719	629,122
R７	26,794	93,883	492,689	613,366

文　化　財　保　護

1　文化財の保護・管理

長崎市に存在する文化財は3件の国宝をはじめ256件（令和8年7月1日現在）が指定を受けており、国選択文化財については5件、国登録文化財については32件が選択・登録されている。このうち市が所有・管理する指定文化財は、文化財保存のための整備及び維持管理等を行っており、民間が所有・管理する指定文化財に対しては整備、修理等の指導や助成を行っている。

また、未指定文化財については、系統的な調査を続け、貴重なものについては長崎市文化財審議会に諮問し順次指定し、文化財に対する市民の理解を深めるよう努めている。

(1)　出島史跡整備

出島は、日本の海外との交流及び近代化に大きな役割を果たした重要な歴史的文化遺産であり、大正11年に国の史跡に指定されている。

本市は、昭和26年に出島の復元事業に着手して以来、史跡内民有地の公有化を進め、平成13年度に、史跡内民有地の完全公有化を果たした。出島史跡の本格的整備については、昭和53年に、長崎市出島史跡整備審議会を設置し、昭和57年には出島史跡の長期・総合的な復元整備計画についての答申を受け、具体的な事業の推進を始めた。平成2年には市制施行百周年記念事業の一環として、出島のイメージを表すための表門を建設した。平成6年11月には、第2次長崎市出島史跡整備審議会を設置し、短中期と長期的な復元整備計画の原案を提示のうえ諮問し、平成8年2月末には、審議会の答申を得た。この答申を踏まえ、本市の史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書を策定し、平成8年度から本格的な復元事業に着手した。日蘭交流400周年にあたる平成12年3月に、第Ⅰ期事業として出島の護岸石垣の一部復元、明治期等建物4棟の活用、史跡西側のヘトル部屋等5棟の復元を行い、平成18年3月には、第Ⅱ期事業として、カピタン部屋等5棟の復元、南側護岸石垣の顕在化、練塀の復元が完成し、19世紀初頭の街並みが再現されるとともに、扇形をした出島の姿を見ることができるようになった。平成22年度からは第Ⅲ期事業に着手し、平成28年10月に銅蔵、組頭部屋など6棟の復元建造物が完成した。また、平成27年度には出島保存活用計画を策定した。平成29年11月には出島表門橋が完成し、秋篠宮同妃両殿下及びオランダ王室のローレンティン妃殿下の御臨席のもと完成記念式典を開催し、約130年ぶりに出島と対岸の江戸町が橋でつながった。令和３年６月には、都市景観大賞（都市空間部門）において、「出島地区」が大賞（国土交通大臣賞）を受賞した。令和5年度からは、第Ⅳ期基本設計業務第Ⅳ期事業に着手し、町人部屋1棟の復元等を進めている。また、シーボルトが出島にいた当時、出島の西側にあった旗竿を令和5年10月に高さ12mで再現した。

(2)　埋蔵文化財の保護及び調査

市内に点在する約260ヵ所（令和8年3月31日現在）の埋蔵文化財包蔵地の周知を図るとともに、保護に関する指導や開発に伴う緊急発掘調査のほか、遺跡の内容確認調査を実施している。令和7年度は魚の町遺跡（B地点）及び桜馬場遺跡の発掘調査を実施し、遺物や遺跡から本市の歴史の一端を解

明することに努めている。

遺物等の活用として、歴史民俗資料館には、市内の遺跡から出土した遺物や、各遺跡の発掘成果を時代ごとに展示している。

深堀地区には、地域の歴史の流れを示す遺物の保存活用と郷土学習に役立たせるため、深堀貝塚遺跡資料館を開設し、令和 6 年度に展示内容の一部をリニューアルした。桜町小学校内には、校舎建設に先立つ発掘調査により出土したサント・ドミンゴ教会遺構の一部と遺物等を展示し、市民や観光客が本市の歴史の一端を理解する場として、平成 16 年 3 月 27 日にサント・ドミンゴ教会跡資料館を開館した。

また、仁田佐古小学校校舎建設に伴う埋蔵文化財発掘調査で検出した遺構や出土した遺物等を展示する「長崎（小島）養生所跡資料館」を、仁田佐古小学校体育館に併設して令和 2 年 4 月 6 日に開館した。

(3)　伝統的建造物群保存地区保存整備

安政の五箇国条約により東山手・南山手一帯に外国人居留地が造られ、各国の領事館、商館、住宅等の洋風建築物が建ち並び、異国情緒豊かな町並みが形成された。現在も残存する洋風建築物を中心にその面影を残しており、本市の貴重な文化遺産となっている。

そこで、これらの洋風建築物や居留地時代の名残りをとどめる工作物・樹木等の歴史的環境を保存するため保存条例を制定し東山手地区（7.5 ヘクタール）、南山手地区（17.0 ヘクタール）を「伝統的建造物群保存地区」として平成 2 年 10 月地区決定を行った。

平成 3 年 4 月、国の重要伝統的建造物群保存地区として文部大臣より選定を受け町並み保存に努めている。

同地区内の伝統的建造物のうち南山手 8 番館を南山手地区町並み保存センターとして、東山手洋風住宅群のうち 1 棟（Ｂ棟）を東山手地区町並み保存センターとして、南山手乙 27 番館を南山手レストハウスとして設置公開している。

また、平成 18 年度にオランダ坂沿いの明治中期の洋館である東山手甲十三番館を買収し、平成 19 年度に外壁及び屋根、平成 20 年度には内部の保存修理を行い、平成 21 年 4 月 23 日から広く一般に公開活用している。さらに、伝統的建造物、環境物件の修理等を行う所有者に対して補助を行っている。

(4)　文化財建造物整備

平成 25 年度より平成 26 年度までの 2 ヵ年事業として重要文化財旧グラバー住宅等保存活用計画を策定し、平成 31 年度（令和元年度）から令和 2 年度にかけて実施した耐震診断に基づき、令和 4 年度から令和 8 年度にかけ、重要文化財旧オルト住宅の保存修理事業を行っている。

また、平成 26 年度から令和 7 年度にかけ、重要文化財旧長崎英国領事館の保存修理事業を行った。令和元年度から令和 2 年度にかけては、重要文化財旧長崎英国領事館の保存活用計画の策定を行った。

2　文化財愛護活動

(1)　文化財愛護団体の活動

本市は、他都市にみられない歴史と伝統を持った都市であり、貴重な文化遺産が数多く残されている。

これらの文化遺産について市民の理解を深め、郷土愛の心を育てようと、文化財愛護団体が種々の活動を実施している。

現在、市内の自治会、高等学校などの愛護団体がおおむね次表のような活動を続けている。

種別	団　体　名	活　動　状　況
その他	長崎女子商業高等学校生徒会	年3回市内各所の文化財の清掃奉仕作業を実施している。
	文化財サポーター	市内各所の文化財の整備・維持活動を行っている。

(2)　その他の活動

ア　文化財保護強化週間の実施……11月1日から1週間

イ　文化財防火デーに伴う防火訓練・予防査察の実施……1月26日を中心に数日間

ウ　文化財施設の消防訓練の実施……年2～3回

エ　文化財サポーターの活動……指定文化財の清掃、現況調査、延べ活動人数34人

3　伝統文化の保護・継承

(1)　長崎郷土芸能大会

本市には、古くから住民が豊かに生きる心のよりどころとして、それぞれの地域に育まれてきた民俗芸能が数多く残されている。このように貴重な文化遺産である民俗芸能を保存継承していくために、昭和50年2月長崎郷土芸能保存協議会を設立した。

現在、この協議会には市内各地区から46団体が加盟しており（下表参照）、毎年加盟団体から概ね5団体が本協議会が主催する「長崎郷土芸能大会」に出演している。

計	中　央	東長崎	茂　木	小ケ倉	土井首	深　堀	西浦上	式　見	三　重	野母崎	高　島	三　和
46	3	12	3	1	2	1	3	8	8	3	1	1

令和7年度は、「みんなでつなごう 長崎の伝統芸能」と題し、第48　回大会を開催した。加盟団体からは、蠣道浮立保存会、間之瀬狂言保存会、高島鼓郷塾、十善寺龍踊会、特別出演の希望が丘高等特別支援学校和太鼓部、瑞宝太鼓の計6団体に出演していただいた。

4　長崎市文化財一覧

（令和８年７月現在）

指定区分		件数
国指定（49）	国宝	3
	重要文化財	33
	重要有形民俗文化財	1
	重要無形民俗文化財	1
	史跡	9
	天然記念物	2
国認定（4）	旧重要美術品	4
国選定（3）	重要伝統的建造物群保存地区	2
	重要文化的景観	1
県指定（70）	有形文化財	36
	有形民俗文化財	1
	無形文化財	2
	無形民俗文化財	5
	史跡	13
	名勝	1
	天然記念物	12
市指定（130）	有形文化財	52
	有形民俗文化財	7
	無形民俗文化財	7
	史跡	41
	名勝	1
	天然記念物	22
計		256
国選択無形文化財		1
国選択無形民俗文化財		4
登録有形文化財		31
登録記念物		1

5　文化施設

(1)　長崎歴史文化博物館（所在地：長崎市立山１丁目１番１号）

長崎の歴史及び文化に関する資料の保存、収集及び展示を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究を行うとともに、長崎の歴史及び文化に関する情報及び交流の場を提供し、学術及び文化の発展に寄与する博物館として、平成 17 年 11 月 3 日に開館した。

長崎の歴史の流れを一覧できる施設であり、旧県立美術博物館、県立図書館、旧市立博物館の資料を所蔵・展示している。

運営は指定管理者制度を導入し、県と市の共同で運営を行うもので、県市の運営費負担割合は 1：1 である。

展示内容については、平成 24 年 4 月にリニューアルした長崎の近世海外史をテーマとする「歴史文

化展示ゾーン」、復元された長崎奉行立山役所での関係展示及び寸劇などによる情景再現を行っている「長崎奉行所ゾーン」、大規模な全国巡回展や、長崎ならではの企画展を行う「企画展示ゾーン」などで構成されている。

○　開館時間　　午前8時30分～午後7時（12月～3月は午後6時まで）

○　休 館 日　　毎月第1・第3月曜日（祝日の場合は翌日）

○　観 覧 料（常設展）

	個　人	団体(15名以上)
大人	630円	500円
小・中・高校生	310円	250円

※長崎県内在住の小・中学生は無料

○　敷地面積　　14,413㎡

○　延床面積　　13,309㎡（駐車場2,581㎡を含む）

○　主要施設等　常設展示室、企画展示室、長崎奉行所復元展示室、リファレンスルーム、ホール、体験工房、レストラン、ミュージアムショップ、駐車場ほか

○　指定管理者　株式会社　乃村工藝社（東京都港区台場2丁目3番4号）

　　指定の期間　令和4年4月1日～令和10年3月31日

○　入館者数　　276,678人（令和7年度）

(2)　シーボルト記念館（所在地：長崎市鳴滝2丁目7番40号）

日本の近代化に貢献したフィリップ・フランツ・フォン・シーボルトを顕彰するために、市制施行100周年記念事業の一つとして平成元年10月1日に開館した。学校教育及び社会教育のための利用に供するほか、諸外国との交流をとおして国際親善をはかることも目的とする。

○　施設概要　　建物の外観は、オランダ・ライデン市にあるシーボルト旧宅を模したもので、1階にロビー・ホール・事務室等を配し、2・3階が展示室となっている。

　　延床面積約861.5㎡。

○　事業概要　　常設展のほか、企画展（年に1回）の開催などを実施している。

○　開館時間　　午前9時～午後5時

○　休 館 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12月29日～翌年1月3日

○　入 館 料　　常設展示　個人…一般　210円、小・中・高校生　100円

○　収蔵資料　　約4,400点【うち、重要文化財19件（44点）、旧重要美術品6件（10点、寄託含む）】

○　入館者数　6,175人（令和7年度）

(3)　長崎市歴史民俗資料館（所在地：長崎市平野町7番8号）

本市には、海外文化の影響を受け、市民生活の中に溶けこんで今日まで伝承されている風俗習慣や年中行事などの民俗資料をはじめ、長崎特有の歴史資料が数多く残されている。

これらの歴史・民俗資料を収集・保存し、あわせてこれらの調査研究を行い、市民の文化的教養の向上に資することを目的として、昭和53年6月に本館が旧香港上海銀行長崎支店、分館が旧長崎税関下り松派出所に設置された。本館は、昭和64年1月5日、国指定史跡出島和蘭商館内旧出島神学校へ移転した。

本館・分館とも平成 9 年 4 月から休館していたが、上銭座町（旧児童科学館跡）に移転統合の上、同年 8 月 1 日から一般公開し、平成 18 年 4 月 1 日に現在地である平和会館に移転している。

平成 25 年 10 月 25 日には、旧香港上海銀行長崎支店に展示されていた頓珍漢人形を移設し、常設展示している。また、平成 26 年 11 月 4 日から平成 27 年 4 月 20 日までの間、平和会館耐震補強工事に伴い休館し、平成 27 年 4 月 21 日に運営を再開した。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　無料

○　入館者数　　18,941 人（令和 7 年度）

(4)　長崎市野口彌太郎記念美術館（所在地：長崎市大浦町 1 番 37 号　）

日本の近代洋画史に輝かしい足跡と長崎を題材にした数多くの優れた作品を残し、本県にゆかりの深い故野口彌太郎の作品を展示した記念美術館として平成 5 年 4 月 28 日開館した。

戦前の作品「フレンチカンカン」、長崎を題材とした大作「長崎の風」をはじめとする油絵から習作的なデッサンの小品に至るまで幅広く収蔵しており、定期的に展示替えを行い野口画伯の画業を見渡せるものとなっている。平成 19 年 4 月 1 日から、旧長崎英国領事館の保存修理工事のため、平和会館に仮移転していたが、保存修理工事の完了により令和8年1月30日から同館2階での展示を再開した。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　個人…一般　700 円、小・中・高校生　350 円

○　入館者数　　1,614 人（令和 7 年度）

○　収蔵作品　　油絵、水彩、デッサン、リトグラフ、パステル等 341 点
（このうち、約 20 点を展示している。）

(5)　長崎市南山手地区町並み保存センター（所在地：長崎市南山手町 4 番 33 号）

伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守るとともに、町並み保存に対する認識と理解を深めてもらうために設置したもの。南山手居留地内に所在していた洋風住宅を移設復元し、平成 4 年 5 月に開館した。

建物は、内装、外観ともに質の高い洋風住宅で明治中期に英国人ウィルソン・ウォーカーにより建築されており、伝統的建造物に特定されている。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　無料

○　入館者数　　6,672 人（令和 7 年度）

○　展示資料　　ア　明治中期の長崎居留地模型（1／500）
イ　居留地時代の古写真（パネル展示）
ウ　町並みに関する資料
エ　ビデオによる居留地等に関する情報の提供

○会議室・研修室使用料　1 時間…310 円/室（冷暖房費込み）

(6)　長崎市東山手地区町並み保存センター（所在地：長崎市東山手町 6 番 25 号）

東山手地区は、南山手地区とともに、幕末から明治にかけて外国人居留地が形成された。これら居留地にある歴史的な遺産及び町並みを大切に保存し、その価値を十分に知ってもらうことを目的として平成 5 年 4 月に開館した。

建物は、東山手洋風住宅群（7 棟）の内の 1 棟。内外とも意匠・仕上げが質素で、外国人の社宅または賃貸住宅として明治中期に建てられた洋風住宅であり、市指定有形文化財及び伝統的建造物である。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　無料

○　入館者数　　9,827 人（令和 7 年度）

○　展示資料　　ア　居留地に関する古写真（パネル写真）

イ　ビデオによる居留地等に関する情報の提供

○会議室使用料　1 時間…310 円/室（冷暖房費込み）

(7)　長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館・長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム

（所在地：長崎市松が枝町 4 番 27 号）

南山手伝統的建造物群保存地区内に存し、市内の洋館として最大級のものであり、国の重要文化財に指定されている。

明治 37 年（1904 年）香港上海銀行長崎支店として建築され昭和 6 年（1931 年）に銀行閉鎖後は、警察署庁舎、歴史民俗資料館として昭和 63 年まで利用された。その後 4 年間の保存修理工事などを経て、平成 8 年 10 月に開館した。

平成 25 年 10 月から孫文・梅屋庄吉等常設展示整備と既存展示品のリニューアルの実施のため休館し、平成 26 年 4 月 26 日に長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムを併設してリニューアルオープンした。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎月第 3 月曜日（祝日の場合は翌日）

○　入 館 料　　個人…一般　410 円、小・中学生及び高校生　200 円

※「長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館」と「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム」の両方に入館する入館料。

○　入館者数　　8,895 人（令和 7 年度）

○　展示内容　　1 階　当時の銀行業務を物語る資料を展示（多目的ホールとしてコンサートや講演会などの利用に貸し出している。）

2 階　応接室、「孫文・梅屋庄吉と長崎」「長崎の華僑」をテーマに展示

3 階　「東山手・南山手の暮らし」「貿易港長崎の歴史」「上海航路と国際通信」「建築家下田菊太郎」のテーマによる展示

(8)　長崎市中の茶屋（所在地：長崎市中小島 1 丁目 4 番 2 号）

歴史的な価値を有する市指定史跡の中の茶屋を保存し、広く市民の観覧に供するとともに、清水崑画伯の美術作品等の展示などに活用し、市民の文化的向上に資することを目的として設置したもので、平成 13 年 11 月 1 日に開館した。

「長崎市中の茶屋」は、「清水崑展示館」、「庭園」の 2 つの施設からなる。

「清水崑展示館」は、長崎市出身のかっぱ絵で有名な清水崑画伯の遺族から寄贈を受けた作品を展示している。平成 24 年には清水崑画伯の生誕 100 周年を記念し、特別企画展「筆をかついで～かっぱと歩いた生涯～」を開催した。

また、「清水崑展示館」にある「茶室・和室」は、施設の雰囲気にあった茶会や句会などの催し物に使用することができ、有料で貸出しを行っている。

「庭園」は、往時の中の茶屋が偲ばれるもので、無料で公開している。

○　開場時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 場 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　個人…一般　210 円、小・中・高校生　100 円

○　入館者数　　2,461 人（令和 7 年度）

○　茶室・和室使用料　　1 時間…480 円（冷暖房費込み）

※利用者が入場者から入場料金を徴収する場合は 1 時間…960 円

○　収蔵作品　　屏風、掛軸、本、絵画、新聞等に掲載された作品の原画等 3,704 点

（清水崑展示館は上記のうち、約 50 点を展示している。）

(9)　長崎市南山手レストハウス（所在地：長崎市南山手町 7 番 5 号）

南山手伝統的建造物群保存地区内に存する南山手乙 27 番館（旧清水氏宅）を南山手レストハウスとして、平成 15 年 5 月 31 日に開館した。

南山手地区の斜行エレベータ及び垂直エレベータが併用されたことに伴い、グラバー園に近接している南山手乙 27 番館を市民や観光客が気軽に休憩できる施設として活用している。

建物は、幕末の元治元年（1864 年）から慶応元年（1865 年）に建てられたとされ、石造外壁を持つ初期居留地住宅で、テラスに木柱と石柱を併用しているという独特な特徴を持っており、伝統的建造物に特定されている。

なお、令和 9 年 3 月 31 日に用途廃止の予定である。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　無料

○　入館者数　　19,977 人（令和 7 年度）

○　施設概要　　休憩所

(10)　サント・ドミンゴ教会跡資料館（所在地：長崎市勝山町 30 番地 1）

桜町小学校校舎建設に先立つ発掘調査により出土したサント・ドミンゴ教会遺構ほかの一部顕在化と「花十字紋瓦」をはじめとするその当時の出土品をメインに、併せてその後の代官屋敷時代につい

て展示した資料館として平成16年3月27日に開館した。

○　開館時間　　午前9時～午後5時

○　休 館 日　　毎週月曜日、12月29日～翌年1月3日

○　入 館 料　　無料

○　入館者数　　4,392人（令和7年度）

○　展示資料　　ア　サント・ドミンゴ教会遺構ほか

イ　花十字紋瓦、メダイ、クルス（十字架）などの出土遺物

ウ　映像コーナー

(11)　出島（所在地：長崎市出島町6番1号）

第Ⅲ期事業として、銅蔵、組頭部屋など6棟が平成28年10月に復元された。これまでの第Ⅰ期・第Ⅱ期事業とあわせて、19世紀初頭のオランダ商館の復元建造物16棟と明治期の建造物等を公開している。平成29年11月には出島表門橋が完成した。令和5年度から第Ⅳ期事業に着手している。また、令和5年10月に高さ12mの旗竿を再現した。

○　開場時間　午前8時～午後9時

○　休 場 日　なし

○　入 場 料　一般1,100円、小・中・高校生550円

年間入場料　一般2,750円、小・中・高校生1,370円

○　入場者数　540,584人（令和7年度）

○　19世紀初頭のオランダ商館の復元建造物

第Ⅰ期復元整備事業は、平成12年3月に完成し、供用開始。

①料理部屋……商館員に提供する食事を調理していた料理部屋。川原慶賀筆「唐蘭館絵巻」（長崎歴史文化博物館蔵）の「調理室図」をもとに、室内を再現し、調理台、鍋及び桶等の調理道具を展示している。

②ヘトル部屋……商館長次席（ヘトル）の居宅。1階はミュージアムショップとトイレ、2階は料理体験室として活用している。

③一番船船頭部屋……オランダ船船長及び商館員の居宅。テーブルやベッドなどの家具や生活用品を展示し、ここに居住していた船長や商館員の居宅を再現している。

④一番蔵……輸入品の砂糖を保管する蔵。19世紀初頭のオランダ商館の建造物復元に至る過程について展示している。

⑤二番蔵（貿易館）……主に輸入品の蘇木（染料）を保管する倉庫であった蔵。「貿易と文化の交流」をテーマに、出島に出入りしたさまざまな貿易品を紹介している。

第Ⅱ期復元整備事業は、平成18年3月に完成し、4月から供用開始。

⑥水門……西洋と日本の文化・学術・貿易品が最初に出入りした象徴的な建物。

⑦カピタン部屋……商館長（カピタン）の事務所や居宅として使用されていた出島で最も大きな建物。日本の役人や大名などが出島を訪れたときに、接待の場所としても使用されていた。1階は出島の歴史や生活に関する展示、2階は商館長の生活の様子を再現している。

⑧乙名部屋……出島において日本側の貿易事務や管理を担当していた出島乙名が拠点とした建物。乙名の仕事の様子を紹介している。

⑨三番蔵……砂糖のほか、さまざまな輸入品が収められていた蔵。当時の倉庫の様子を再現している。

⑩拝礼筆者蘭人部屋（蘭学館）……帳簿などの筆記を行うオランダ人の書記の長が住んでいた建物。出島から入ってきた蘭学を紹介している。

第Ⅲ期復元整備事業は、平成 28 年 10 月に完成し、供用開始。

⑪十六番蔵…丁子が納められていた蔵。企画展示室と収蔵庫として活用している。

⑫筆者蘭人部屋…商館員の住居。出島が貿易や文化交流を通じて世界や日本各地とつながっていた様子を紹介している。

⑬十四番蔵…かつての砂糖蔵。蔵の下の発掘遺構や出島築造の様子、出島と長崎の町をつなぐ橋を紹介している。

⑭乙名詰所…表門から出入りする人を監視するための出島の管理者であった乙名の詰所。室内を彩る唐紙を紹介している。

⑮組頭部屋…乙名の補佐役（組頭）の名前がついているが、銅を計量したり、梱包したりしていた場所であり、展示室として活用している。

⑯銅蔵…出島の主要な輸出品である銅を保管していた建物。銅を通じて日本・世界がつながっていた歴史を映像で紹介している。

○　幕末、明治期の建物

①新石倉（総合案内所・出島シアター）……慶応元年に建てられた石造倉庫を復元。総合案内所及び映像を使ったガイダンス施設として活用している。

②旧石倉（考古館）……安政の開国後に建てられた石造倉庫の一部を復元。1 階は出島から出土した遺物を中心に展示、2 階は西洋陶器の展示を行っている。

③旧長崎内外クラブ……明治 36 年に長崎に在留する外国人と日本人の親交の場として建てられた。1 階はレストラン、2 階は展示室として活用している。

④旧出島神学校……日本に現存する最古のキリスト教新教の神学校の建物。1 階は展示室、2 階は図書室・会議室として活用している。

○　その他

出島表門橋は、平成 29 年 11 月に完成、供用開始。出島へのメイン入場口となっている。

表門は、市制百周年事業として、平成 2 年に完成。平成 29 年出島表門橋の供用開始後は、料金所として活用している。なお、江戸時代の表門の場所は、現在地より北側（川の中）に位置していた。

旗竿は、令和 5 年 10 月に再現。高さは 12m。オランダ国旗を掲揚するのは、オランダの記念日（祝祭日）・日本の記念日（祝祭日）・日本の休日（土日）・各国要人の出島訪問日・出島のイベント開催日・出島と関わりのあるイベント開催日の年間約 100 日である。

(12)　長崎市伊王島灯台記念館（所在地：長崎市伊王島町 1 丁目 3240 番地 1）

歴史的文化的な価値を有する伊王島灯台旧吏員退息所を保存し、かつ、広く市民の観覧に供すると

ともに、伊王島灯台の歴史及び灯台に関する資料を展示する施設として活用を図るため、昭和 63 年 3 月に開館した。

建物は、昭和 57 年に県の有形文化財に指定されている。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　毎週月曜日（休日の場合は、以後最初の休日でない日）
12 月 31 日～翌年 1 月 1 日

○　入 館 料　無料

○　入館者数　4,972 人（令和 7 年度）

○　展示内容　「遠見台場と伊王島」、「洋式灯台の変遷」、「伊王島灯台の歴史」、「光源の変遷と灯器類」、「明治灯台退息所と伊王島灯台退息所」、「伊王島灯台に関係ある人物及び文献」の 6 つのテーマで展示している。

(13)　長崎市高島石炭資料館（所在地：長崎市高島町 2706 番地 8）

高島は、石炭産業を唯一の基幹産業として明治、大正、昭和にわたって発展したが、国の石炭政策の変更等により、昭和 61 年 11 月に歴史と伝統のある三菱高島炭鉱は閉山した。

この石炭資料館は、旧高島炭鉱の歴史及び石炭に関する資料を保存・展示し、市民の観覧に供するため、昭和 63 年 9 月に開館した。

平成 24 年 4 月に 2 階の端島（軍艦島）コーナーの展示リニューアルを行った。

平成 27 年 4 月に 2 階に北渓井坑跡の展示コーナーを新たに設けた。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　無料

○　入館者数　60,270 人（令和 7 年度）

○　展示内容　外庭　端島（軍艦島）の模型
１階　高島炭鉱の歴史資料、高島炭鉱職員クラブ模型、炭坑機材機具類、石炭等映像コーナー、図書資料
２階　高島の民具、高島の地勢、端島（軍艦島）コーナー、北渓井坑跡コーナー

(14)　長崎市ド・ロ神父記念館（所在地：長崎市西出津町 2633 番地）

ド・ロ神父の遺品その他の資料を市民の観覧に供することにより、同氏の偉業及び遺徳を顕彰し、もって市民の文化の向上に資することを目的として、昭和 43 年 11 月に開館した。

建物は、明治 18 年にド・ロ神父の設計により鰯網工場として建設されたもので、ド・ロ神父が創設した旧出津救助院の施設の一つとして国の重要文化財に指定されている。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　一般 650 円、小・中・高校生 330 円
（外海歴史民俗資料館及びド・ロ神父記念館に入館できる共通入館券）

○　入館者数　13,929 人（令和 7 年度）

○　展示内容　ド・ロ神父の遺品等を展示している。

(15)　長崎市外海歴史民俗資料館（所在地：長崎市西出津町 2800 番地）

外海地区には、先史時代の遺跡や中世の神浦氏の歴史、近世の大村・佐賀両藩の支配下におけるキリシタンの特徴ある歴史・文化など、祖先が残してくれた貴重な資料が豊富にみられる。

これらの歴史・民俗資料を収集・保存・展示し、あわせてこれらの調査研究を行い、市民の文化財についての知識と理解を深めることを目的として、昭和 54 年 7 月に開館した。

平成 28 年 7 月には、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産を紹介するインフォメーションを設置した。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　一般 650 円、小・中・高校生 330 円

（外海歴史民俗資料館及びド・ロ神父記念館に入館できる共通入館券）

○　入館者数　9,671 人（令和 7 年度）

○　展示内容　外海地区の歴史、民俗資料を豊富に展示する。古代から現代までの歴史や昔の生活やくらし、産業に関わる資料を展示している。

(16)　長崎市亀山社中記念館（所在地：長崎市伊良林 2 丁目 7 番 24 号）

坂本龍馬ら幕末の志士によって結成された日本初の貿易商社「亀山社中」、その跡地にある建物を幕末当時により近い形で改修し、広く市民の観覧に供するとともに、亀山社中に関する資料を展示する施設として、平成 21 年 8 月に開館した。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　な　し

○　入 館 料　個人…一般 650 円、小・中学生及び高校生 320 円

○　入館者数　39,123 人（令和 7 年度）

○　展示内容　坂本龍馬が身に付けていたピストル、刀等のレプリカや海援隊等に関わる資料を展示している。

(17)　長崎市心田庵(所在地：長崎市片淵 2 丁目 18 番 18 号)

何兆晋（がちょうしん）が長崎市片淵郷(現在の片淵 2 丁目)に建てた別荘を始まりとし、江戸時代からの由緒をもつ庭園と、和風建築物からなる。何兆晋は、寛永 5 年(1628)長崎に来た住宅唐人・何高材の長男で、万治元年(1658)に唐小通事となった。父・高材とともに長崎の清水寺本堂(国指定重要文化財)を寄進したことでも知られる。建物等は多くの手が加えられているが、景観及び雰囲気は損なわない状態で保たれている。

平成 25 年 2 月に長崎市の史跡に指定された。

※令和 3 年度より施設整備のため休場していたが、令和 8 年度より施設の貸し出しを再開。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 場 料　一般 650 円、小・中・高校生 330 円　※一般公開時のみ

○　使 用 料　貸館（1 時間につき）：1,530 円(冷暖房費込み)

※利用者が入場者から入場料金を徴収する場合：3,060 円

茶道具（1 時間につき）：350 円

○　施設概要　建物及び池泉回遊式の庭園で構成。茶会や撮影等で利用可能。

(18)　長崎（小島）養生所跡資料館（所在地：長崎市西小島 1 丁目 8 番 15 号）

長崎（小島）養生所は、長崎海軍伝習所の教官として来日したポンペ・ファン・メールデルフォールトの願いにより、1861 年（文久元）に開設された我が国最初の近代西洋式病院である。長崎市は、仁田佐古小学校校舎建設に先立つ発掘調査で、石垣・玉砂利などの遺構や遺物が検出され、長崎（小島）養生所跡跡として、平成 29 年 6 月に市の史跡に指定された。検出した遺構の一部や出土遺物のほか、医学・医療に関する資料を展示し、養生所の歴史的価値やポンペの功績などについて発信する資料館を令和 2 年 4 月 6 日に開館した。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　無料

○　入館者数　1,878 人（令和 7 年度）

○　展示内容　１　長崎（小島）養生所の建設

２　ポンペの医学教育

３　日本の近代医学・医療の発展

４　小島養生所跡の保存・活用

２つの世界遺産

長崎市は平成 27 年に世界遺産登録された「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」に続き、平成 30 年に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録されたことにより、日本で初めて「２つの世界遺産があるまち」となった。

１　構成資産の保全と受け入れ態勢の充実

(1)　「産業革命遺産」は、端島炭坑等の構成資産を適切に保存管理するため、調査や整備を実施するとともに、関係自治体と連携して周知啓発等を行い世界遺産価値の理解促進を進める。

(2)　「潜伏キリシタン関連遺産」は、構成資産及び重要文化的景観「長崎市外海の石積集落景観」の重要な構成要素を適切に保存管理するため、調査や整備を行う。また、便益施設や歩行者ルートの整備等により来訪者の受入態勢の充実を図るとともに、周知啓発を図る。

２　市民と協働するための体制づくり

世界遺産の価値の理解促進を市民と協働して進めていく体制を構築し、「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」ともに市民ガイドの育成などの取り組みを推進する。

３　世界遺産価値の理解促進

市民や来訪者に対して、構成資産の世界遺産価値の理解促進を進める。

(1)　ガイドブック、パンフレットの作成（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）

(2)　情報通信技術を活用した解説システムを含むガイダンス施設の展示内容整備（「産業革命遺産」）

(3)　出前講座等への職員派遣（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）

(4)　ポスター、パネルの掲示（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）

(5)　周知啓発用グッズの作成等（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）

４　国及び関係県市町及び関係機関との連携

構成資産の保存活用のため、国、関係県市町及び関係機関と連携して取り組む。

(1)　「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」

ア　「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会

イ　「明治日本の産業革命遺産」保全委員会

ウ　長崎地区管理保全協議会

エ　産業遺産国民会議　等

(2)　「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

ア　「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」世界遺産保存活用協議会

イ　長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンター

ウ　全国文化的景観地区連絡協議会

長 崎 学 調 査 研 究

1　長崎学とは

長崎学とは、長崎港を中心に発展してきた長崎市域を出発点とする、長崎の歴史や文化に関する学問・研究のことである。現在に至るまで、大学、博物館、郷土史研究団体を中心に、数多くの研究が発表・蓄積されてきた。

2　長崎学の課題と展望

近年、長崎を研究テーマとする研究者の減少や、長崎学の普及啓発を市民レベルで支えてきた郷土史研究団体の高齢化が進んでいる状況にあって、長崎学研究の推進と担い手となる後継者の育成が、取り組むべき喫緊の課題となっている。

長崎学研究所では、長崎学にかかる調査研究、普及啓発、後継者の育成に努め、その成果を市内外に発信することで、長崎学の特殊性・重要性を高め、研究の裾野を広げることを目的として各種事業を行っている。

3　長崎学研究所の目的

長崎学の調査研究、普及啓発及び後継者の育成

4　長崎学研究所の主要事業

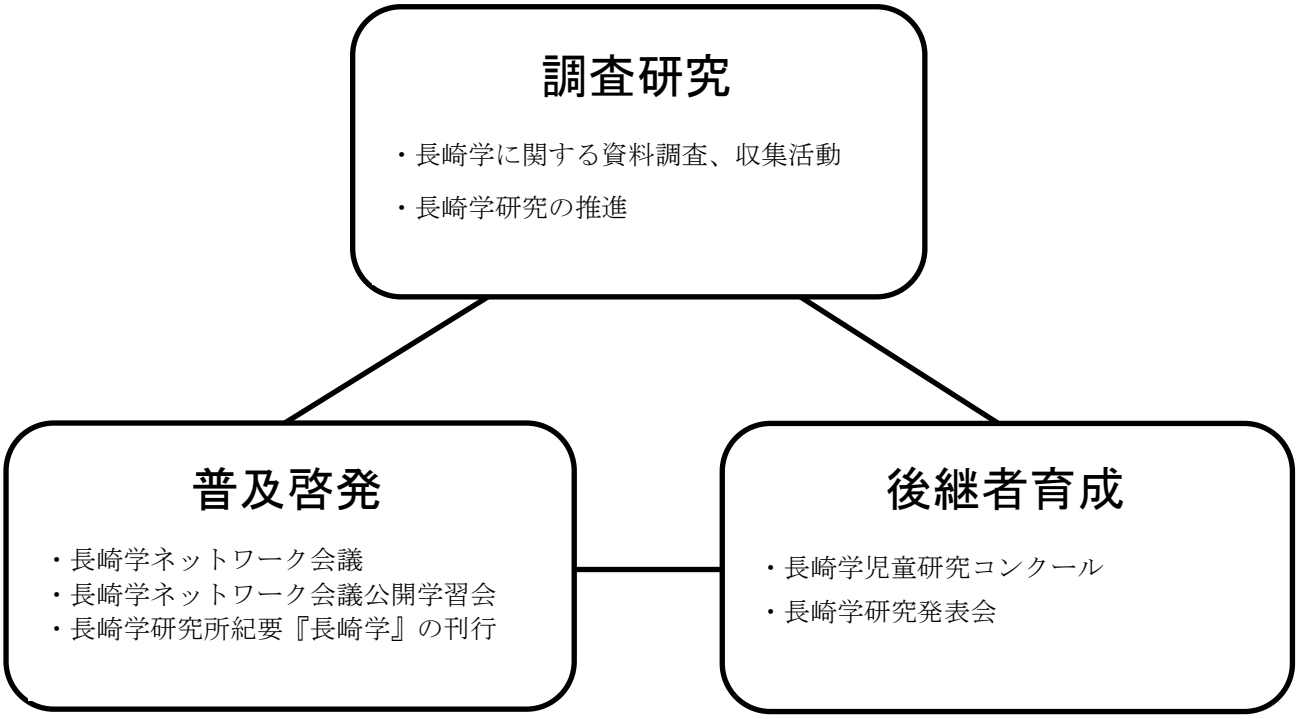

(1)　調査研究

ア　長崎学に関する資料調査、収集活動

長崎学に関連する資料が収蔵されている大学や博物館施設での資料調査や、研究資料の収集を行うことにより、市民をはじめ広く研究者へ長崎学情報を提供する。

イ　長崎学研究の推進

長崎学に関する資料に基づく研究を行うとともに、市民や関係機関の研究を支援することにより、長崎学の研究活動を推進する。

(2)　普及啓発

ア　長崎学ネットワーク会議

長崎学研究所を拠点として大学、博物館、郷土史研究団体、長崎県により組織された長崎学ネットワーク会議の運営を行う。また、各団体間の連携と協働を目的として、２か月に１回理事会を開催する。

イ　長崎学ネットワーク会議公開学習会

長崎学ネットワーク会議団体の理事、会員をはじめとして、広く市民を対象に、長崎学ネットワーク会議公開学習会を開催する。長崎学に関連する調査研究を行っている研究者を市内外から講師として招聘し、最新の成果を市民に報告・還元する機会を設ける。

ウ　長崎学研究所紀要『長崎学』の刊行

長崎学研究所による研究成果を発信するために、年に１回、論文集として長崎学研究所紀要『長崎学』を刊行する。長崎学研究所職員をはじめ、外部の研究者等による寄稿論文や長崎学関連の資料紹介等を掲載する。

(3)　後継者の育成

ア　長崎学児童研究コンクール

長崎の歴史や文化に関心を持ち、将来の長崎学研究の担い手となる人材を育てるため、市内の児童を対象に、長崎学児童研究コンクールを開催する。長崎の歴史、文化、芸術等の分野からテーマを選択し、それぞれの研究成果について、長崎学研究所にて発信・評価する。

イ　長崎学研究発表会

長崎学研究所職員及び長崎学ネットワーク会議所属団体等の、主に若手研究者の成果発表の場とするとともに、市民に幅広く参加を募り、長崎学研究に対する興味関心を喚起することを目的として、年１回、長崎学研究発表会を行う。

水　　産　　業

1　概　　況

長崎漁港は、東シナ海及び黄海を主漁場とする以西底びき網漁業、大中型まき網漁業の基地として発展し、我が国有数の水産基地（特定第三種漁港）として、令和 7 年の水揚金額は、全国主要漁港の中で第 3 位、水揚数量でも第 5 位と上位にランクしている。

近海・沿岸・養殖漁業も盛んで、またそれに関連して伝統的に行われている水産加工業、その他水産関連産業も発展しており、水産業は本市の基幹産業の一つとなっている。

しかし、漁業用資材等の高騰、漁業就業者の減少及び高齢化等、水産業全般について多くの問題を抱えており、水産業を取り巻く環境はなお厳しい情勢にある。そこで、本市では各問題に対応すべき事業を積極的に推進することにより、水産業の振興を図っている。

2　長崎魚市場の水揚高

(1)　業態別水揚数量（トン）

区　　分	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
底　び　き　物	2,616	2,485	2,812
ま　き　網　物	51,836	55,284	50,297
近　　海　　物	8,384	8,463	7,836
冷　　凍　　物	47,235	52,558	50,354
合　　計	110,071	118,790	111,299

(2)　業態別水揚数量及び生産者直送と長崎魚市取扱高（令和 7 年）

区　分	入港隻数（隻）	生産者直送（トン）	前年比（%）	長崎魚市取扱（トン）	前年比（%）	総　　計（トン）	前年比（%）
底びき物	292	354	108	2,458	114	2,812	113
まき網物	1,900	0	－	50,297	91	50,297	91
近 海 物	1,473	647	95	7,189	92	7,836	93
冷 凍 物	―	518	108	49,836	96	50,354	96
合　　計	3,665	1,519	102	109,780	94	111,299	94

(3)　最近 3 か年の水揚数量と販売金額

区分／年	生産者直送		長崎魚市取扱		合　　計	
	数　　量（トン）	販売金額（万円）	数　　量（トン）	販売金額（万円）	数　　量（トン）	販売金額（万円）
R5	1,626	166,122	108,445	3,195,594	110,071	3,361,716
R6	1,488	151,525	117,302	3,075,578	118,790	3,227,103
R7	1,519	155,430	109,780	3,193,849	111,299	3,349,279

(4)　長崎魚市取扱業態別の区分

（令和７年）

区　　分	魚　　類	数量（トン）	全体比(%)	金額（万円）	全体比(%)
底　び　き　物	レンコダイ、タイ、 アカムツ、スルメイカ等	2,458	2	103,210	3
ま　き　網　物	アジ、サバ、ブリ、イワシ、 キビナ等	50,297	46	790,018	25
近　海　物	タイ、ブリ、ヒラメ、 カツオ、タチ等	7,189	7	859,916	27
冷　凍　物	エビ、サケ、カニ、カレイ等	49,836	45	1,440,705	45
合　　計		109,780	100	3,193,849	100

３　漁業形態

本市における主な漁業は、以西底びき網漁業、大中型まき網漁業の沖合漁業及び沿岸漁業で、その概要は次のとおりである。（水揚量：属人）

(1)　沖合漁業

この漁業は、以西底びき網、大中型まき網などで、概ね 99 トン型又はそれ以上の船をもって、東シナ海・黄海等で操業する。水揚魚種としては、ブリ、サバ、アジ、イワシ等が多く、令和 4 年の水揚量は、合わせて約 1.8 万トンである。

(2)　沿岸漁業

この漁業は、一本釣、はえ縄、小型底びき網、まき網、刺網、魚類養殖などで、概ね 5 トン未満の船をもって橘湾、西彼及び大村湾の沿岸で操業する。水揚魚種としてはアジ、イワシ、サバ、フグ、タチウオ、タイ類等が多く、令和 5 年の水揚量は約 2.5 万トンである。

４　水産業振興対策

(1)　高品質な水産物の適正かつ効率的な生産・流通

ア　安全・安心で安定的に水産物を生産・供給できる環境づくり

・新規就業者の確保、意欲ある漁業者の育成

・漁港施設の計画的な整備

・藻場の保全

・陸上養殖の推進

イ　災害に強く、生産性・収益性の高い経営体の育成

・漁業者と連携した赤潮の防除体制の強化

・先端技術を活用したスマート水産業の推進

ウ　水産センターでの技術開発試験を活かした高品質な水産物の生産・流通体制づくり

・養殖業における新魚種開発

・放流効果を高めるための放流手法の改良

(2)　市場競争力強化の支援

ア　交流人口の拡大に伴う消費拡大

・漁業者や飲食事業者、宿泊事業者、ＤＭＯなどの多様な主体と連携による、新たな食のコンテンツの造成及び長崎の強みを活かした地場産品の認知度向上

イ　新たな顧客の獲得と域外への販路拡大

・地元水産物や加工品等の高付加価値化や販売力強化の支援

・ふるさと納税制度の活用や効果的なＰＲ等の支援

５　水産施設

(1)　水産センター

ア　施設の概要

（ア）場　　所　長崎市牧島町 1619 番地

（イ）開　　設　昭和 49 年 4 月 1 日

（ウ）敷地面積　13,548.1㎡

（エ）総事業費　22 億 9,854 万円

（オ）主な施設の整備概要

年　度	施　設　名	規　　模　・　構　　造
昭和 48	魚類生産・餌料培養棟	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造 200ｔ×6 面、70ｔ×5 面、80ｔ×1 面他
昭和 53	管　理　・　研　修　棟	鉄筋コンクリート造 3 階建　683.5㎡、2･3 階は旧漁民研修所（現センター）
昭和 54	海水自動ろ過施設	鉄筋コンクリート造　110ｔ／h×2 基
昭和 56	甲　殻　類　生　産　棟	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造 100ｔ×4 面、42ｔ×5 面他
	ア　ワ　ビ　生　産　棟	鉄骨造 6ｔ×9 面、3ｔ×3 面、5ｔ×1 面 他
	取　　水　　施　　設	取水桟橋 L=42.3m、W=2.0m、水中ポンプ 15ｋW×1 台、7.5ｋW×2 台
昭和 61	管理人舎・作業員控室	木造 2 階建 108.3㎡
昭和 62	ウ　ニ　生　産　水　槽	ＦＲＰ製 5ｔ×20 面他
	餌　料　培　養　水　槽	ＦＲＰ製 60ｔ×6 面、30ｔ×8 面 他
	調　　餌　　棟	鉄骨造モイストペレット製造施設（調餌施設）、冷凍冷蔵庫他
平成 7	浮　　桟　　橋	ＦＲＰ被覆鋼製（8.0×4.0m）×1 基、連絡橋（15.0×1.6m）×1 基
平成 8	ウ　ニ　生　産　棟	鉄骨造一部 2 階建　4ｔ×10 面、45ｔ×5 面、恒温培養室
平成 9	ろ　過　機　械　棟	鉄筋コンクリート造 3 階建　360ｔ／h、取水施設：1 式、ボイラー他
平成 10	魚類生産・餌料培養棟	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造一部 2 階建 75ｔ×8 面、50ｔ×8 面 他
平成 11	親　魚　生　産　棟	鉄筋コンクリート造 2 階建 50ｔ×4 面、4ｔ×3 面 他
	一　次　ろ　過　施　設	ＦＲＰ製 120ｔ／h×3 基
	飼　育　管　理　船	ＦＲＰ製 4.9ｔ、80 馬力

年　度	施　設　名	規　　模　・　構　　造
他	海　　面　　筏	魚類：10.0×10.0m×5 台 作業筏：5.0×5.0m×1 台　網洗筏：10.0×10.0m×1 台 養殖試験筏：10.0×5.0m×1 台

イ　種苗分譲計画　　（令和 8 年度）

項目＼魚種	クマエビ	ガ　ザ　ミ	イワガキ 養殖用	シマアジ
数量及び規格	放流用 70 万尾 体長　30mm	放流用 20 万尾 甲幅長　10mm	養殖用 1.3 万枚(種板)	養殖用 3 万尾 全長　70mm

ウ　水産技術試験研究

水産業における収益向上などを目的とした、水産種苗放流効果調査や養殖用新魚種養殖試験・開発等を行う。

(2)　長崎市クルマエビ幼稚仔保育場

ア　施設の概要

（ア）場　　所　　長崎市飯香浦町地先

（イ）開　　設　　昭和 52 年 4 月 1 日

（ウ）干潟面積　　4,877m^2

（エ）総事業費　　3 億 4,999 万円

（オ）エビ類等の中間育成試験

農　　業

本市の農業は、都市をとりまく都市近郊型農業で多岐にわたる品目が生産されており、総農家は、平成27年（2015年農林業センサス（2,947戸））と10年後の令和7年（2025年農林業センサス（1,645戸））とを比較すると、1,302戸（約44.2%）減少している。また市町村合併により、農業地域は増加したものの、全体的には、経営規模の小さい農家が多く、農業従事者の高齢化、担い手の不足により、農家戸数が減少している。

1　規　　模

(1)　農家戸数

区　　分		総　数	主副業別販売農家　※2				自給的農家
			計	主業農家	準主業農家	副業的農家	
長崎市全体	戸数(戸)	1,645	626	177	45	404	1,019
	構成比(%)	100.0	38.1	10.8	2.7	24.6	61.9

※1　2025年農林業センサスによる。

※2　主業農家　：農業収入 〉農外収入　かつ65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
準主業農家：農業収入〈 農外収入　かつ65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家

(2)　経営耕地面積

区　　分		計	田	畑	樹　園　地
長 崎 市 全 体	面　積(ha)	418	58	124	236
	構成比(%)	100.0	13.9	29.7	56.4

※ 2025年農林業センサスによる。自給的農家を除く販売農家のみ。

(3)　主要作物の生産状況

〇主な果樹の生産状況

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	伸び率 (2025年/2015年)
	作付農家数	作付農家数	作付農家数	
び　　わ	577経営体	412経営体	287経営体	49.7%
み　か　ん	360経営体	236経営体	158経営体	43.9%
も　　も	34経営体	15経営体	12経営体	35.3%

果樹全般 栽培面積	435ha	―	218	50.1%

資料：農林業センサス

○普通作物の生産状況

	令和２年 (2020 年)		令和７年 (2025 年)		伸び率	
	作付農家数 (経営体)	栽培面積 (ha)	作付農家数 (経営体)	栽培面積 (ha)	作付農家数 (%)	栽培面積 (%)
米	147	63	93	43	63.3	68.3

資料：農林業センサス

○かんしょの生産状況

	令和２年 (2020 年)		令和７年 (2025 年)		伸び率	
	作付農家数 (経営体)	栽培面積 (ha)	作付農家数 (経営体)	栽培面積 (ha)	作付農家数 (%)	栽培面積 (%)
かんしょ	49	3	35	2	71.4	66.7

資料：農林業センサス

○野菜の生産状況

	平成 27 年 (2015 年)	令和２年 (2020 年)	令和７年 (2025 年)	伸び率 (2025 年/2015 年)
	作付農家数 (経営体)	作付農家数 (経営体)	作付農家数 (経営体)	作付農家数 (%)
いちご	87	73	42	48.3
ばれいしょ	146	70	45	30.8
ほうれんそう	187	104	45	24.1
ねぎ	131	77	35	26.7
たまねぎ	185	72	43	23.2
すいか	49	27	19	38.8
トマト	92	45	24	26.1
さといも	135	78	42	31.1
きゅうり	144	72	37	25.7
なす	135	62	31	23.0
にんじん	64	36	9	14.1

資料：農林業センサス

○花きの生産状況

	平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)		令和7年 (2025年)		伸び率 (2025年/2015年)	
	作付 農家数 (経営体)	作付 面積 (ha)	作付 農家数 (経営体)	作付 面積 (ha)	作付 農家数 (経営体)	作付 面積 (ha)	作付 農家数 (%)	作付 面積 (%)
【切り花】 主な品目 キク トルコギキョウ ユリ 水仙	206	58	156	52	82	29	39.8	50.0

資料：農林業センサス

○畜産の生産状況

	令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	飼　養 戸　数	飼　養 頭羽数	飼　養 戸　数	飼　養 頭羽数	飼　養 戸　数	飼　養 頭羽数	飼　養 戸　数	飼　養 頭羽数
肉用牛	20戸	3,567頭	21戸	3,676頭	21戸	3,440頭	18戸	3,227頭
乳用牛	1戸	43頭	0戸	0頭	0戸	0頭	0戸	0頭
豚	4戸	3,567頭	4戸	3,606頭	4戸	3,306頭	4戸	3,601頭
鶏　卵	1戸	1,600羽	1戸	1,800羽	1戸	1,500羽	1戸	1,500羽
ブロイラー	3戸	370,000羽	3戸	378,000羽	3戸	372,000羽	3戸	369,000羽

資料：長崎県家畜・家きん飼養頭羽数等調べ

２　農産物販売金額

農産物販売金額（ＪＡ・市場・直売所等）の推移

（単位：千円）

調査先／区分	令和４年度	令和５年度	伸び率 R４→R５	令和６年度	伸び率 R５→R６	令和７年度	伸び率 R６→R７	備考
農産物販売額	5,157,609	4,832,285	93.7%	5,137,490	106.3%	4,957,317	96.5%	
長崎市中央卸売市場	564,461	572,329	101.4%	807,900	141.2%	692,030	85.7%	
野菜	113,817	121,340	106.6%	180,833	149.0%	177,949	98.4%	
果実	450,644	450,989	100.1%	627,067	139.0%	514,081	82.0%	
農協系統（農産物）	1,835,411	1,647,419	89.8%	1,678,762	101.9%	1,723,533	102.7%	
果実類	766,087	598,343	78.1%	719,556	120.3%	737,839	102.5%	
温州みかん	122,107	105,029	86.0%	87,978	83.8%	159,882	181.7%	
ハウスみかん	0	0	－	0	－	0	－	
露地びわ	318,339	183,676	57.7%	326,477	177.7%	275,681	84.4%	長崎西彼農協
ハウスびわ	229,332	224,436	97.9%	227,577	101.4%	210,431	92.5%	
ハウスもも	11,397	11,894	104.4%	9,880	83.1%	12,403	125.5%	
その他果実	84,911	73,307	86.3%	67,643	92.3%	79,441	117.4%	中晩柑、ぶどう、いちじく
野菜類	830,600	810,352	97.6%	746,285	92.1%	801,427	107.4%	
いちご	698,027	686,438	98.3%	605,307	88.2%	679,305	112.2%	
アスパラガス	66,346	67,014	101.0%	69,608	103.9%	63,965	91.9%	
トマト	31,760	28,245	88.9%	29,538	104.6%	15,841	53.6%	
その他野菜	34,467	28,655	83.1%	41,832	146.0%	42,316	101.2%	生姜、すいか、かぼちゃ、ブロッコリー
花き類	238,724	238,724	100.0%	212,921	89.2%	184,267	86.5%	
農協系統（畜産物）	2,268,153	2,161,256	95.3%	2,212,431	102.4%	2,161,399	97.7%	
肉用牛の部	2,140,140	2,098,927	98.1%	2,142,106	102.1%	2,102,246	98.1%	●長崎西彼農協 ●開拓ながさき農協
子牛	72,033	20,351	28.3%	24,431	120.0%	12,835	52.5%	
乳用牛の部	12,565	0	0.0%	0	－	0	－	ながさき県酪農協 R4.11廃業
豚	43,415	41,978	96.7%	45,894	109.3%	46,318	100.9%	長崎西彼農協
農協系統直売所	324,504	311,360	95.9%	306,105	98.3%	265,485	86.7%	
果実類	70,816	69,505	98.1%	74,360	107.0%	67,004	90.1%	●びわっちファーム ●東長崎ふれあい市（東長崎・新大工・住吉） ●夕陽が丘そとめ
葉菜類	27,092	25,140	92.8%	25,160	100.1%	19,810	78.7%	
果菜類	35,135	33,779	96.1%	32,797	97.1%	29,087	88.7%	
豆類	7,977	7,393	92.7%	5,644	76.3%	5,508	97.6%	
根菜類	18,113	15,250	84.2%	16,617	109.0%	15,655	94.2%	
いも類	12,843	11,477	89.4%	10,062	87.7%	9,701	96.4%	
穀類	3,175	3,819	120.3%	6,544	171.4%	5,828	89.1%	
花卉類	131,355	129,942	98.9%	125,741	96.8%	105,335	83.8%	
林産物類	12,689	10,240	80.7%	5,455	53.3%	4,683	85.8%	
たまご類	5,309	4,815	90.7%	3,725	77.4%	2,874	77.2%	
長崎花市場	165,080	139,921	84.8%	132,292	94.5%	114,870	86.8%	

※長崎市中央卸売市場、農協系統（農産物、畜産物、直売所）、長崎花市場の取扱高又は販売実績資料による。

※取扱高（または販売実績）のうち、長崎花市場は税抜き（商品の取り扱い上、税込みによる集計が困難であるため）、そのほかについては税込みによる。

３　農業振興対策

(1)　安心して農業を営む人・産地の育成

ア　産地の効率性や収益性の向上

・生産基盤の強化やスマート農業技術の導入支援

・集落の実情に応じた土地基盤整備の推進

イ　新規就業者の確保及び意欲ある農業者の育成

・就農初期の経営サポートや施設整備の支援

ウ　耕作条件の悪い農地の改善や老朽化した農道・水利施設等の機能保全

・営農環境の改善に向けた地域活動への支援

・小規模水利施設の補修支援や農道の維持・管理等

エ　地域ぐるみの有害鳥獣対策の強化

・地域の農業者や自治会との連携による「防護」・「捕獲」・「棲み分け」の３対策の推進

(2)　市場競争力強化の支援

ア　交流人口の拡大に伴う消費拡大

・農業者や飲食事業者、宿泊事業者、ＤＭＯなどの多様な主体との連携による、長崎の強みを活かした地場産品の認知度向上

イ　新たな顧客の獲得と域外への販路拡大

・地元農産物や加工品等の高付加価値化や販売力強化の支援

・ふるさと納税制度の活用や効果的なＰＲ等の支援

４　主な品目別の振興

(1)　果　　樹

日本一のびわ産地の継続をめざし、大玉で食味に優れる優良品種「なつたより」の生産を推進している。また、作業の省力化及び安定的な生産と収益を得るため、省力化資材の導入、農業用ドローンによる樹園地防除、ハウスの長寿命化等を推進する。

また、みかんや中晩柑等は、資材の導入及び優良品種への転換による高品質果実生産を推進するとともに、「ゆうこう」等歴史のある果実の消費拡大や加工品開発に向けた取組みを促し、生産地域の活性化を図る。

(2)　野　　菜

いちご、アスパラガス、ミニトマトを中心とした野菜の生産振興と出荷とともに、一部地域で生産されている伝統野菜の活用促進を図る。

また、都市型農業での野菜の農産物直売所及び地元市場等への、計画的な野菜の生産、出荷を促す。

(3)　花き、花木（植木を含む）

生産組織の活動強化と生産の高度化による省力化、自動化を進め、花き産地の基盤強化を図るとともに、情報化の進展に対応した出荷体制の確立、販路の検討を進める。

(4)　畜　　産

安全で良質な畜産物を安定的に供給するため、自衛防疫体制を強化し、家畜の疾病予防を図る。

特に、「長崎和牛・出島ばらいろ」は、地域ブランドとして、取扱い店舗の定着化及び観光客を対象とした情報発信の強化を図ることにより、高級感と歴史性、希少性を売りにするなど、知名度向上と消費拡大を図る。

5　農業施設

(1)　長崎市農業センター

ア　事業の目的

農業従事者の高齢化や担い手不足の解消を図るため、労力支援となる農業ヘルパーの育成のための農業研修を開催し、農業の担い手の育成・確保を促進するとともに、保育園・小学校などから農作業の体験学習を受け入れるなど、農業や地産地消への関心を高めることにより、本市農業の活性化を目指している。

イ　施設の場所

長崎市戸石町 34 番地 2　ＴＥＬ　095-830-1124　ＦＡＸ　095-830-1124

ウ　施設の概要

敷地面積　約 1.8ha

内　　訳	規　　模
野菜栽培研修圃場	ビニールハウス　500㎡、露地 2,400㎡
事務室	事務室　54㎡
室内研修室	研修室①184㎡、研修室②138㎡

エ　主な事業内容

・農業ヘルパー研修会の開催（令和 7 年度までの研修会修了生 408 名）

・農業ヘルパー無料職業紹介業務

・長崎伝統野菜の栽培

・小型耕運機貸出し業務

・農作業体験学習の実施

(2)　市民農園

遊休農地の有効活用並びに都市住民の農業体験による心身のリフレッシュ及び農業への理解等を図ることを目的として市民農園を開設した。

区　　分	平山農園	三重農園	高島農園	琴海赤水ふれあい農園
開設年度	昭和 52 年 4 月	平成 13 年 4 月	昭和 58 年 4 月	平成 17 年 4 月
区画数	185	213	43	75
1 区画面積	約 20㎡	約 30㎡	約 30㎡(特別区画有)	約 30㎡
年間利用料	1 区画　3,000 円	1 区画　5,000 円	1 区画　200 円	1 区画　5,000 円

(3)　長崎市有害鳥獣相談センター

ア　事業の目的

有害鳥獣による被害は農業被害のみならず生活環境にまで及んでおり、市民からの被害相談が絶えない状況にあるとともに人的被害も懸念されていることから、イノシシ・シカ等の有害鳥獣による農業及び生活環境への被害対策として、受託者の専門的な知識を生かした業務を行うことにより、迅速・的確に鳥獣被害の軽減を図ることを目的とする。

イ　施設の場所

長崎市四杖町 2671－31（あぐりの丘隣接地内）

ＴＥＬ：095-841-0477（電話等対応時間　平日８：45～17：30）　ＦＡＸ：095-804-9661

ウ　受託業者

合同会社　ながさき夢ファーム（令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

(4)　長崎市植木センター

植木園芸に関する情報及び研修の場を提供し、もって植木園芸の振興に資するため、平成 16 年度に開設した。

ア　所 在 地：長崎市松原町 2624 番地 1

イ　開館時間：午前 9 時～午後 5 時

ウ　休 館 日：毎週月曜日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

エ　会議施設：研修室 1、研修室 2

オ　管理運営

指定管理者：農事組合法人古賀植木園芸組合（令和 4 年～8 年度）

(5)　長崎市道の駅夕陽が丘そとめ

地元産品にふれあう場及び地域の情報を提供し、もって地域の振興及び道路利用者の利便性の向上を図るため、平成 18 年度に開設した。

ア　供用開始：平成 18 年 4 月 1 日

イ　所在地：長崎市東出津町 149-2

ウ　施設の概要：

敷地面積	6711.72 ㎡	
物産販売所	207.7 ㎡	
レストラン	138.8 ㎡	58 席
トイレ	33.9 ㎡	
事務室等	85.1 ㎡	
テイクアウト館	18.9 ㎡	
駐車場	110 台(県整備分含む)	

エ　管理運営

指定管理者：そとめ「食」と「農」の架け橋共同事業体（令和 7 年～11 年度）

(6)　農道

市管理の農道については、農業振興に不可欠な基盤施設として、適正に維持管理を行っている。

なお、地元管理の農業用道路の整備や維持についても、長崎市の助成事業としてコンクリート等の材料支給を行い舗装等の整備を促進している。

○市管理農道の開設状況　（令和８年９月１日）

区　分	路　線　数	延長（m）	舗装延長（m）	舗装率
市 管 理 農 道	249	116,958	112,083	96%

林　　業

森林は木材生産のほか、水資源の確保、大気の浄化、土砂流出防止等の多大な公益的機能を発揮し、地域住民の生活環境の維持・向上に大きく貢献している。

本市における森林面積は、21,940ha で森林率 54.1%を占めており、国有林 1,156ha、民有林 20,785ha となっている。民有林の林種別面積は、天然林(自然林) 11,818ha、ヒノキ、スギを主体とした人工林 7,301ha、竹林及び無立木地 1,665ha となっている。

人工林については、下刈り、枝打ち、間伐等の保育を実施するとともに、保育作業及び木材搬出のための林道や作業道を計画的に整備している。

しかしながら、林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、後継者不足などにより厳しい経営状況にあるため、維持管理の行われない森林の増加による森林の機能の低下が懸念されている。

長崎市の森林については、地形的に傾斜地が多く、土壌の肥沃度が低いことに加え、森林の所有形態が小規模で点在しているなど必ずしも生産性が高いと言えない状況にある。

このようなことから、将来にわたり、森林の持つ公益的機能を発揮するため、長崎市の森林整備の方向性として、市有林の人工林については、一部の生産性に優れた地区を除き、公益的機能の保全に重点を置き、間伐を繰り返し行なうことで、徐々に天然生林に移行することとしており、個人や団体、企業所有林等についても、生産性に優れた地域や林業経営意欲の高い経営体を除き、自然条件を踏まえつつ育成複層林への誘導を推進する必要がある。

また、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、木材の利用の促進の意義や基本的事項を定める「長崎市建築物等木材利用促進方針」を策定し、建築物等に木材を積極的に利用することで、木材の需要拡大を図り、森林整備を促進することとしている。

さらに、森林レクリエーションの場の提供に対する期待の高まりにより、市民ふれあいの森(長崎市民の森など 5 地区)を整備し、市民の保健休養の場所として提供している。

1　民有林の現況

(1)　所有形態別森林面積

単位：ha

公有林						
市営林	その他市有地	県営林,県有地	財産区有林	学　校　林	計	
1,584	251	1,034	13	33	2,915	
私有林						総　計
団体･集落･社寺等	会　　社	林業公社	独法)森林総合研究所	個　人	計	
2,097	1,308	1,206	256	13,003	17,870	20,785

※令和 6 年度長崎県の森林・林業統計（令和 8 年 2 月刊行）

数値は、四捨五入のため計と内訳は一致しない。

(2)　林種別森林面積-

単位：ha

人　工　林		天　然　林	竹	無立木地	総　計
針葉樹	広葉樹				
7,221	81	11,818	754	911	20,785

※令和６年度長崎県の森林・林業統計（令和８年２月刊行）

２　林業振興対策

(1)　市有林野の管理

長崎市が直接管理する森林については、集約化実施計画や今後、随時策定する森林経営計画に基づき、木材の生産性に優れた地区については、育成単層林として整備するなど森林資源の循環利用を図ることとし、地形的条件等不利な地区については、公益的機能の保全に重点を置き、間伐を繰り返し行なうことで、徐々に天然生林に移行することとしている。

また、市有林の保育作業等で発生する間伐材等については、木材市場等への出荷のほか、長崎市独自に有効利用や地域材のＰＲを図るため、間伐材加工所を設置し、板材等への製材やフラワーポット、バンコ椅子等の加工品の製作を行い、市施設や自治会等公共的団体への無償提供及び貸出し、一般市民等への販売を実施している。

なお、市有林の保護監視については、山林監視員 18 名に委嘱し、土地、立木竹、境界等の巡視を行なっている。

(2)　私有林の振興・機能保全

民有林のうち、17,870ha（86％）は私有林であり、長崎南部森林組合等関係機関と連携し、森林経営計画を樹立し、計画的な間伐等の保育管理等が実施できるよう協力・支援を行っている。

また、令和７年４月に策定した森林環境譲与税の活用に向けた基本方針に基づき、集積計画を作成した森林の整備を行うとともに、適切な管理が必要な森林の抽出や整備の優先度等を引き続き検討しながら森林の整備を進める。加えて、林業従事者の新規参入促進・人材育成を促す支援を行うとともに、民有林の適切な維持管理を促す支援を行う。

(3)　林業の担い手対策

林業従事者の高齢化や後継者不足の中、林業の担い手を確保するため、その担い手の労働安全や福利厚生等の対策を講じることにより林業労働力を安定的に確保し、林業の振興を図る観点から林業の担い手である長崎南部森林組合の基幹作業員に対し、福利厚生事業の支援を行っている。

(4)　特用林産物の振興

本市における特用林産物としては、たけのこ及び生しいたけが県から主要作物の指定を受けており、これらの生産性の向上を図るため、竹林改良や施設整備を実施するとともに、加工技術や流通の改善を促進する。

(5)　林道・森林作業道の整備

戦後植林された人工林資源が利用可能な段階にあることから、林業経営、森林整備の基盤である林道・森林作業道について改良及び修繕等を実施し、間伐等の保育管理を推進している。

○市管理の林道等の開設状況　　（令和８年６月末）

区　分	路　線　数	延長（m）	舗装延長（m）	舗装率
市管理林道	31	90,695	71,510	79%
市管理森林作業道	34	51,842	15,674	30%
計	65	142,537	87,184	61%

(6)　森林レクリエーション施設

市民の憩いの場を提供するために「市民ふれあいの森」として、長崎市民の森、日見金比羅の森、三ツ山の森、岩屋山の森、戸石金比羅の森の５地区を設定し、施設整備や森林整備を実施している。

この森は、森林資源の整備・充実と、保健休養の場を提供するもので、中でも施設整備が最も進んでいる「長崎市民の森」は、眺望がよく市街地から近いことから、多くの市民に利用されている。

また、長崎市民の森内にある「体験の森」は、森林体験館や宿泊施設の充実、森林や広場の整備、林内歩道の開設等の充実を図っている。さらに施設の有効利用、森林への理解を深めてもらうため、指定管理者により、親子体験型の自然体験学習等を通して、市民に自然と親しむ機会を提供している。